

高校教育インス.新世紀

会報は季刊、年4回発行。インス.メールは、HPにもアップされます。

NGO任意の教育団体

日本高校教育インスティテュート

Japanese Institute for High School Education

ホームページ：<http://ins.jp.org/>

E-mail:kokoins@pa3.so-net.ne.jp

(郵便振替) 00990-1-57515「日本高校教育インスティテュート」

目次

教育論壇 教育基本法改定と日本の岐路 - 1

教育社会トピックス

総合 7 / 高校教育 - 11 / 大学・大学院教育 16

教育裁判・教育権・教師の権利 21 / 教育事件・教育処分 33

「国連子どもの権利委員会」へ大阪府立高槻南高校生徒の報告 56

日本の教育と司法における意見表明権否定の事例について

(研究論文) 37

教育の論理に基づく教員身分保障制度構築の必要性

教育公務員特例法の制定経緯の検討から

横浜市立大学助教授 高橋寛人

教育基本法改定と日本の岐路

編集部 加藤憲雄

はじめに

憲法が公布されて今年で60年を迎えた。憲法公布60年を前にした去る5月1日、日米両政府は、憲法の条文と精神を蹂躪して米軍再編と日米軍事同盟を世界規模にまで拡大する最終合意に至った。

日本国憲法と9条、教育基本法は、戦前の帝国日本と政府・軍部が、東アジアで1000万人、日本人310万人の戦死者をもたらした太平洋戦争への痛切な反省と平和への国際的誓約として存在するものである。

学校と教師は、教育勅語をもって、無謀な侵略戦争に、子どもと国民を総動員する役割を強要された。その痛切な反省が「教え子を再び、戦場に送るな！」のスローガンに現れている。近代アジアの歴史で、これほどの悲惨な侵略戦争を起こした国は、我が国以外にはない。しかし、戦後一貫して現在も含めて、この国の為政者の戦争責任への反省と自覚は、きわめて希薄であり、侵略戦争を常に合理化し、アジア諸国民の痛烈な批判を浴びているのが現実である。

他からいわれるまでもなく、これらの歴史的事実を忘れることは、人類の生存と恒久平和への背信である。

憲法の理想の実現を、教育の力に待つべきだとして制定された教育基本法の改定案が、自民・公明両党によって5月16日、提案され、その後提案された民主党改定案も含めて、3週間に及ぶ集中的な審議が、5月から6月にかけて行われた。

小泉改革と小泉政治の暴走と民主主義蹂躪は、戦後政治の中で例を見ない状況を生み出している。今、黙して座視していることは、一人ひとりの生命と暮らし、平和な未来を棄て去るに等しいものである。

我が国と国民が直面している情勢は、平和、教育、くらしのすべての局面で、危機的であり、歴史的な分岐点に差しかかっているといっても過言ではない。

私たちは、今の日本の現実と日本の教育の中で、直面している一つひとつを自らと子どもたちの「未来・いのち」の行く末を左右する現実事象として、冷徹に見つめ、克服して行くことが重要である。

私たちは憲法と教育基本法を改悪することにはあくまで反対する。

教育基本法改定案審議の中で、明らかになったこと

小泉内閣は4月28日に、3年間に及ぶ自民・公明両党の密室協議をへて、教育基本法改定案の閣議決定を行った。同年5月11日、衆議院本会議で「教育基本法に関する特別委員会」の設置を決定、5月16日には、衆議院本会議での政府の趣旨説明と各会派の代表質問を行うにいたった。あわせて、民主党の同法改定案も提出され、趣旨説明が行われた。5月24日から6月8日まで、特別委員会での本格審議が3週間にわたり、合計10日間、延べ50時間の審議が行われた。しかし、政局がらみで国会延長を望まない小泉首相の通常国会の会期末対策もあったが、何より拙速な審議と成立に反対する国民世論と運動は6月15日、ついに教育基本法改正案を継続審議に追い込んだ。

衆議院教育基本法特別委員会では参考人質疑が行われたが5月30日、中教審委員などをつとめ、旧文部省のブレンとしてのキャリアをもつ国立大学財務・経営センター名誉教授の市川昭午氏は、「改正する必要はない」「理由があれば改正すべきだが、これまでのところ改正しなければならない理由は示されていない」と、反対意見を述べている。さらに20に及ぶ徳目を教育の目標として掲げていることに対しては、「国民に特定の徳目を押し付けることは、思想・信条の自由を侵すことになるし、そもそも不可能なことだ」と答えている。中央教育審議会の鳥居泰彦会長も、「中教審会長として与党から改定案の内容について説明を受けたのか」という質問に対して、「説明は受けていない」と答えている。

現行教育基本法の第10条は「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と明記している。ところが政府の改定案は、「国民全体に対し直接に責任を負って」を削除していた。これについて、共産党の志位和夫委員長の追及を受けた小阪憲次文部科学大臣は、「法律の範囲内で教育内容を定めることは、国の権能の範囲内であるので、それを踏まえて削除した」と答弁した。

1976年旭川学力テスト最高裁大法廷判決では、「教育内容に対する国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される。」と述べており、「法令に基づく教育行政機関の行為にも（「不平等な支配」の）適用がある」のは明白である。改定案のように、国が、法律さえ作れば、教育内容に無制限に介入できるかのような立場は、憲法が保障する教育の自由にも反するし、最高裁の判決にも違反するものである。改定案は、憲法と教育基本法による「教育行政に対する拘束と支配」を排除しようとする国家主義的な内容となっているのである。

更に、志位質問を通じて、20の徳目のうち、「国を愛する心情」の評価にかかわって、実際に行われている通知表をめぐって、小泉首相は、「こういうことで小学生を評価することは難しい。あえてこういう項目を持たなくてもいいのではないかというのが率直な感想であります。」という答弁をひきだしている。

教育基本法と 1976 年旭川学力テスト最高裁大法廷判決

1976年旭川学力テスト最高裁大法廷判決の「教育内容に対する国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される。」との判決は、その前後の判決文で、この理由について、こう述べられている。

「政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的ないとなみとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されない。」

さらに同判決は、「教育基本法が、前述のように戦前における教育に対する過度の国家的介入、統制に対する反省から生まれたものであることに照らせば、同法 10 条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することは、それなりの合理性を有する」として、憲法の要請を保障するものが、現行の教育基本法の 10 条であると述べている。

この最高裁判決は、教育基本法が 1947 年に作られた際の立法意思を明確に反映したものである。すなわち制定時発行された「教育基本法の解説」(著者「(文部省)教育法令研究会」、監修者・文部省調査局長辻田力・東京大学教授田中二郎)において、制定時の立法者意思が、以下のように述べられている。

1. 「民主主義の政治も民主主義の教育も、個人の尊重を重んじ、国家及び社会の維持発展は、かかる個人の自発的な協力と責任によって可能であるという世界観の上に立ち、政治はそれをいわば外形的現実的に、教育はそれをいわば内面的理想的に可能にするものである。」

2. 「(しかし) 政治と教育との間には一つの重大な相違点が認められなければならない。即ち政治は現実生活、ことに経済生活をいかにするかを問題とするものであるが、教育はあくまで未来を準備するものである。社会の未来に備えることが、教育の現在なのである。」

3. 「この政治と教育との本質的な相異からして、政治が現実的な力と大なるていどにおいて妥協しなければならないのに対して、教育は政治よりも一層理想主義的であり、現実との妥協を排斥するという結果が生じるのである。民主主義に則る政治は、政党の発生を必然的に伴い、政党間の競争と妥協によって運営されるのであるが、教育はたとえ民主主義下においても、そのような現実

的な力によって左右されないことが必要なのである。」

4. 「そこで政治と教育とが同じく国民全体に対して責任を負う関係にありながら、その関係に両者差異が認められなければならないのである。」

以上に示された教育基本法制定の立法意思は、政府与党が、教育基本法改定理由で述べた 国家において制定される法律に定めるところにより行われる教育が、不当な支配に服するものではない。 国は、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する、と言う論拠を明確に否定するものである。

この 9 月の臨時国会においても、国民意思を反映しない小選挙区制によって詐術的に議席を占有している与党勢力の国家主義的政治意思を貫徹させてはならない。

改定法の意味するもの

すでに見てきたように、教育基本法は、「憲法の理想の実現を教育の力に待つべきだとして制定」された憲法と直結している教育の根本法である。それは、 憲法の規定にそって、「子どもの学習権」を前提としており、「教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において」、また、「教育が子どもと教師との人格的なふれあいを通じ個性に応じて行われるべきだという『本質的要請』から、小・中・高校での一定の範囲の教授の自由」を認めている。さらに、「教育は本来、人間の内面的な価値にかかわる文化的ないとなみであって、多数決原理に支配されるものではない」という 10 条の条項を、この法の締めくくりの条文として有している。

このように、現行の教育基本法は、「憲法の規定を受けて、教育の根本と教育制度と教育行政のよるべき基本原理を定めているという実質と意義を持つ」ものである。

今回の改定提案が、日本国憲法へのクーデターであるといわれる所以もここにある。与党は、日本国憲法を変えるために、すでに、国民投票法案を提出している。とすれば、憲法の理想の実現を教育の力に待つべきだとして制定された教育基本法（過半数で成立）を先議するのは、「手続き違反である。改正への手順が間違っている。」という太田堯東京大学名誉教授ら教育学者の見解は、当然の論理である。この改定が憲法の理想と条文の否定に他ならないからである。まず、憲法（3分の2の支持必要）を国民に問うべきなのである。

改定内容も教育基本法の法律としての性格を 180 度変えるものとなっている。

第一に、現行法は、主権者が行政に対して求めている条件整備原則を定めた法律で、「個人の尊厳」「真理」「正義」「勤労の尊重」などの価値観が抑制的に

書かれている。教育勅語と侵略戦争への反省から、民主主義の下で主権者が求める最小限のものとして規定したのである。要するにこれは、下から、上への原則であるということが、現行10条の締めくくり条項によっても明らかなのである。

第二に、これに対して改定法では、上述したが、現行法10条の教育行政の条件整備義務、教育は「国民全体に責任を負って」などが削られた。改正案16条「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」として、政府や教育行政機関の行う教育行政について述べた1976年旭川学力テスト最高裁大法廷判決（「法令に基づく教育行政機関の行為にも適用がある」）を覆す内容となっている。さらに、改定案では、「国を愛する態度」など20項目の徳目が並べられた。上から下に、国家が、国民に向かって「徳目育成」を命令するかたちになっている。すなわち、近代法の原則を無視し、「心」という法の立ち入り禁止区域を、国家による教育の対象とした。教育勅語でさえ、法律ではなく、天皇個人の著述という形式をとった。これは、背景に「君主は臣民の心の自由に干渉せず」（井上馨）という、建前の考えがあったからである。今回の改定案は、このような建前すら投げ捨てた。

第三に、「正しい定義は、国が決める」という改正案の基本構造としくみも大きな問題である。20の徳目に代表される教育目標が具体的にどんなものを意味し、どんな内容であるのかは、改定案では、国が、教育に関しての「施策を総合的に策定」（16条2項）する、となっている。その基本構造としくみは以下のようなものである。

「教育振興基本計画」条項の新設（17条）では、教育の振興策について、基本方針や施策、必要事項を計画として政府が定めることができる。さらに自治体が、地域ごとの基本計画を立てる。「愛国心教育」「公共の精神」「学力テスト」「人材育成」「教育リストラ」など、すべて法律と教育振興基本計画によってこれらが可能となる。さらに、この定義と施策に基づき、学校が「体系的、組織的」（6条2項）に子どもを思想動員＝洗脳し、親も（10条）、地域社会も関係者も（13条）、国が定義した徳目への協力を「義務づけられる」。こうして、政府が、「国民としての持つべき精神」を統一していく方向で機能するというしくみに構造化されている。これらは、国旗、国歌での処分攻撃（東京、広島、大阪府など）の例を見れば容易に、このことが理解できる。

9月の臨時国会にむけて一国民的なたたかいを

いまや我が国の社会現象となった社会規範の逸脱。個人の利益と欲望のみの追求、公共心の喪失、正義感やモラルの喪失、いじめ・不登校の蔓延、青年非行の拡大、格差の拡大と努力しても報われない社会状況、ホリエモン現象まで

もが、次期総理大臣と目される官房長官によって、教育基本法改定理由に祭り上げられ、這い上がれない社会の現実と悪徳の個人をひとくくりにして、「公共の精神の回復」が叫ばれる。

「人間がばらばらではなく、ルールを守り、社会の形成者としての自覚をもって生きるためにこそ、その統合の実現を教育の中で行う。個人のためではなく、社会のため、国家のためにある自分＝個人を育成する社会をつくって行こう」と叫ぶ国家と社会、歴史と文化の理想を掲げる改定法案支持派たちのうごめきは、海外派兵の論拠を平和憲法に求め、靖国参拝を憲法の「内心の自由」に求め、その憲法の大切な原則を根こそぎにしようとする小泉首相の姿を「生き」映すものである。それはあたかもワイマール共和国と憲法をぶち壊してのしあがったナチスの姿に重なる。

「人間が輝けるのは、公＝公共の枠の中にあるときだけだ。戦後教育は、極端な平和主義を育てた。どんなときにも銃をとらない人間をそだてた。これが最大の過ちだ。だからこそ、この大切なみんなの社会を（外敵から）守るのが、社会の一員として当然の義務と責任である。」という一人ひとりの強制された自覚こそ、改定法案の20の徳目の中に求められていくのである。こうして、改定案のように、愛国心という言葉を使わなくても、公共の精神が、愛国心と国を守る精神と同じものを導いてくる。社会の形成者＝国家の形成者（公共＝国家＝愛国心）、社会と公共心と繋がって、国家が踊り出てくる。

改定法案は、日本国民に、教育勅語がもたらした歴史的負債と千数百万人に及ぶ血の犠牲を忘れさせてくれるということを期待している。国が教育内容を決定する必要がここにあり、国民精神の練成と徴兵制が、当然のこととして、遠くない時期に強制されることになる。

そして、こういうものを養分としてファシズムが生まれてくるのである。歴史は、自らの罪の忘却とおろかさを繰り返してきた。従順な羊こそ、狂気と熱狂に囚われやすい。「教育勅語」法案の実現を阻止しなければ日本は危うい。

こういうものを、臨時教育審議会最終答申（1987年）中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（2003年）が準備したのである。

9月の臨時国会は、平和と民主主義、戦争とファシズムへの岐路であり正念場である。昭和・平成を生きてきた歴史の証人として、幅広い国民的なたたかいを共に準備しよう。

以上

教育社会トピックス

教育動向 総合

教基法改正案、継続審議 秋の臨時国会に

衆院教育基本法特別委員会は6月15日、政府提案の同法改正案と民主党の対案について、共に継続審議とする手続きを、与党や民主党などの賛成多数で議決した。衆院は16日の本会議で、これを正式決定した。閉会中の審議は行わない。(注:教育基本法問題については、本号の別掲で特集記事)

民主党は7月中旬から、秋の臨時国会での教育基本法改正案の審議再開に向けて、全国各地で対話集会を開催する。

臨時国会召集までに全国11の衆院比例代表ブロックを一巡する。初回は東京で開催。同党は対話集会の開始に当たり、「教育再生本部」(仮称、本部長・鳩山由紀夫幹事長)の設置を決め、独自案の解説書作成を進めている。

民主党の独自案は、焦点となった愛国心について「日本を愛する心を(かんよう)する」と明記したほか、「宗教的情操の涵養」を盛り込んだ。保守層を意識した内容で、自党内にも「与党案より良い」との声がある。一方で、民主党を支援する日教組からは反発の声も出ている。ねらいは、通常国会で継続審議となった同党の独自案への理解を得るとともに、教育改革という関心の高いテーマで国民的な論議を喚起することで9月の自民党総裁選による埋没を回避することにある。民主党の独自案提案の中心人物は、元自民党文教族で文部大臣だった議員。与党顔負けの勢いである。

全国学力調査の実施要領を通知 文科省

6月20日、2007年度全国学力テストの実施で

文部科学省は6月20日、学習状況調査の実施要領をまとめ、都道府県教委などに通知した。

調査は、国・公・私立の小学校、盲・ろう・養護学校小学部の第6学年、中学校、中等教育学校、盲・ろう・養護学校中学部の第3学年の児童・生徒全員を対象に、2007年4月24日(火)に行う。2008年度以降についても、原則として毎年4月の第4火曜日に実施するとしている。調査の実施内容などは、同省の専門家会議がまとめた最終報告が示したものと基本的に同じである。

児童・生徒対象の調査事項は、国語、算数(数学)の「教科に関する調査」と、学習意欲や学習方法などに関する「質問紙調査」の2つである。学校に対しても、指導内容・方法や、人的・物的な教育条件の整備状況などに関する質問紙調査を四月中に実施する。調査結果の公表、各教委・学校等への提供は、2007年8月以降となる予定。

「教科に関する調査」の内容は、対象学年の前学年までに学ぶ内容を原則とする。盲・ろう・養護学校と小・中学校特殊学級に在籍する児童・生徒のうち、下の学年の内容の指導を受けている者や、知的障害養護学校の内容の指導を受けている者は原則として調査の対象としない。

実施体制については、文部科学省を実施主体とし、都道府県・市町村教委、学校法人、国立大学法人などを参加主体と位置付けている。

文部科学省7月4日、2007年度にスタートさせる「全国学力・学習状況調査」の委託先として、小学校はベネッセコーポレーション(本社岡山市、森本昌義社長)を、中学校はNTTデータ(本社東京都江東区、浜口友一社長)をそれぞれ選定した、と発表した。両社は調査問題の発送・回収、調査結果の採点・集計、教委や学校への調査結果の提供などの作業を行う。委託期間は予備調査を実施する2006年度から2年間としている。

文科省の専門家会議が学力調査で最終報告 結果公表は自治体や学校の判断で

文部科学省の「全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議」(座長・梶田叡一兵庫教育大学長)は4月25日、「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について」の最終報告をまとめ、同省に提出した。

同調査は、国語と算数・数学の2教科について、小学校6年生、中学校3年生の全児童・全生徒を対象に実施し、結果を都道府県、市区町村、各学校にそれぞれ返却する。最終報告は、今年3月30日に公表された中間まとめにそったものだが、国から返却後に調査結果を公表することについては、各市区町村や学校の判断に委ねることが適当とした。その際、過度な競争をあおることのないよう求めている。

報告書を受けて文科省は、2007年4月24日に調査を実施すると発表し

た。報告書は調査対象を、小学校6年生と中学校1年生、実施教科は国語と算数・数学としているが、今後の展開によっては対象学年や教科が拡大する可能性がある。今回、これらの学年と教科を調査対象とした理由について、各学校段階の最終学年での到達度を把握する必要があること、「読み」「書き」「計算」など日常生活やあらゆる学習の基礎を教える教科である上、国際的な学力調査で読解力が低下していること、教育課程実施状況調査で国語の記述式問題や中学校の数学に課題が見られることを挙げた。

最終報告では、教育課程実施状況調査については、「全国的な学力調査との役割分担」として、存続の方向を示している。また、自治体が独自に実施している学力調査については、「学校等における負担の増大を生じさせないよう十分配慮することが必要である」としつつも、「国の学力調査とは異なった視点に立つて実施されることが期待される」と、容認する姿勢をみせた。

学力テスト実施を厳しく批判し不参加 愛知県犬山市が方針

独自の教育改革を実践している愛知県犬山市（石田芳弘市長）は、文部科学省が2007年度から実施を予定している「全国学力テスト」について、×式のような従来方式のものである場合には参加しない方針を打ち出した。同市の教育委員会は2月24日、学力テストについて「画一的な学力調査では子供の成長発達の姿をとらえることはできない」と否定的な見解を盛り込んだ06年重要施策を全会一致で了承。この犬山市教委と小中学校長会がまとめた2006年重要施策では、「自ら学ぶ力は、学力調査の正答率によって測定できるものではない」と強調した上で、地方分権が叫ばれる中で、「全国的な学力調査を実施しようとする試みは、地方の特色ある教育づくりを阻害することが危惧（きぐ）される」「地域や学校の教育評価は重要ではあるが、地方の特色ある教育については全国一律の学力調査によって測るべきではない」と、学力テストには真っ向から反対している。

石田市長も「われわれは、学力を全国一律で評価するような学力観には立っていない」として、同省との学力をめぐる理念の違いを強調している。

犬山市では、2002年度からの小・中学校での新学習指導要領による「ゆとり教育」が学力の低下を招くことへの懸念から、2001年度に少人数授業を積極的に導入している。2004年度には学校の裁量で、教務主任などを学級担任にすることにより少人数学級の編成を実現するなどして、2005年度における35人未満の少人数学級は小学校では92.3%、中学校で86.0%という高水準となっている。

また、2002年度からは教師が作成した算数の副教本を使っての授業を小学校の中、高学年でスタートさせ、その後、理科や国語の副教本も作られてい

る。このような犬山市の先進的な取り組みは教育界や全国の自治体などからも注視されてきた。

知識偏重の是正を現行学習指導要領で掲げながら、移行直後からこれを換骨奪胎してきた文部科学省への痛烈な批判が、犬山市のような地方教育行政レベルにまで及ぶのも当然の成り行きであろう。「地方の時代」が喧伝され、地域に根差した特色ある教育に取り組む自治体が増える中で、今後、学力テストをめぐるほかの自治体の対応などが注目される。

文部科学省06年版「教育指標の国際比較」

日本の公財政支出比率は最低水準

「内外教育」(時事通信社)などによると、国内総生産(GDP)に対する国、地方の公財政支出学校教育費の比率(2002年)は次の通りで、日本は経済協力開発機構(OECD)各国の平均を下回っている。(単位%、「その他」は就学前教育と、教育段階の分類ができない支出)

	〔初中教育〕	〔高等教育〕	〔その他〕
日本	2.7	0.4	0.4
米国	3.8	1.2	0.3
英国	3.7	0.8	0.5
フランス	4.0	1.0	0.7
ドイツ	3.0	1.0	0.4
韓国	3.3	0.3	0.6
OECD平均	3.6	1.1	0.4

日本の公財政支出学校教育費の比率が低い背景には、GDPに対する国、地方による公財政支出の比率が低いことや、就学前教育、高校、高等教育で私立学校の比率が高いことなどがある。

公財政支出全体に対する学校教育費の比率(2002年)は次の通りで、日本はやはりOECD平均を下回っている。

日本	10.6
米国	15.2
英国	12.7
フランス	11.0
ドイツ	9.8
韓国	17.0
OECD平均	12.9

続いて、学校教育費における公私負担割合（2002年）。次の数字は公財政の負担割合で、英、独、仏に比べ、日、米、韓は低い水準にとどまっている。

	〔全教育段階〕	〔高等教育〕
日本	74.5	41.5
米国	73.8	45.1
英国	84.4	72.0
フランス	92.1	85.7
ドイツ	83.3	91.6
韓国	58.3	14.9
OECD平均	88.4	78.1

最後に、各国の高等教育に占める私立学校の割合。学生数と学校数に私立が占める割合は次の通りで、韓国、日本が高い。なお、フランスの私立大学には学士等の学位授与権はない。

	〔学生数〕	〔学校数〕
日本（2005）	74.9	81.5
米国（2001）	23.2	59.2
英国（2002）	0.1未満	0.7
フランス（2003）	1.4	15.5
ドイツ（2003）	3.1	28.9
ロシア（2003）	8.1	37.5
韓国（2004）	82.1	85.2

高校教育・障害児教育

盲・ろう・養護学校を「特別支援学校」に一元化

改正学校教育法が成立

障害児教育の充実を目指す改正学校教育法が6月15日の衆院本会議で可決、成立した。障害の程度・種類に応じて指導していた「特殊教育」から、自立支援などを目指す「特別支援教育」に転換することなどが中心である。障害の重複化に対応するため、盲・ろう・養護学校を「特別支援学校」に一元化する。2007年4月1日の施行となる。

政府は3月7日の閣議で、現在の盲・ろう・養護学校を「特別支援学校」に

改めることなどを盛り込んだ学校教育法等一部改正案を閣議決定し、国会に提出していた。

学校教育法では、「盲学校、聾（ろう）学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める（第1条など）。また、特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者などに対する教育のうち「当該学校が行うものを明らかにするものとする」と規定した（第71条の2＝新設）。第6章の章名「特殊教育」は、「特別支援教育」と改正。条文中の「盲者」「聾者」はそれぞれ「視覚障害者」「聴覚障害者」とする。特別支援教育の目的（第71条）では、現行の「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」という部分を、「……を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と改める。

また、第71条の3の条文を新設し、「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と規定。小・中・高校などに対する支援を努力義務として定めている。

特殊学級について定めている現行の第75条「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる」という規定は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次の各号のいずれかに該当する児童、生徒及びその他教育上特別の支援を必要とする生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」と改正。小・中学校等で特別支援教育を実施することを原則とするとともに、幼稚園もその中に含めた。

また、「特殊学級を置くことができる」という部分は第2項とし、「特別支援学級を置くことができる」と改めた。学校教育法等一部改正案は2007年4月1日から施行する。

特別支援教育 対応迫られる特殊学校と一般校

改正学校教育法が成立して、2007年度から特別支援教育が実施される。一般の学校では、将来的には障害のある子供は原則として通常学級に籍を置き、新たに設置される特別支援教室で障害の程度に応じた指導を受けることになる。

全国特殊学校長会（全特長、会長・神尾裕治東京都立久我山盲学校長）の第43回研究大会が6月20日から3日間、約800人の校長が参加して、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターで開かれた。総会であい

さつした神尾会長は、学校教育法の一部改正により、現在の盲・ろう・養護学校が、2007年4月から特別支援学校になるとともに、小・中・高校などでも特別支援教育が進められることを踏まえ、特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮することが必要だと強調した。

総会では、2007年度から会の名称を「全国特別支援学校長会」と改める会則改正案が提案され、承認された。

また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの軽度発達障害も特別支援教育の対象となることになっており、学校現場はその対応を迫られている。

2007年度から特殊教育諸学校が特別支援学校になるなど特別支援教育への転換が予定されていることに対応して、昨年7月から8月にかけて、公立小学校の4%に当たる890校を対象に実施し、うち878校（98.7%）から回答を得て行った調査結果が、全国連合小学校長会の『2005年度研究紀要』などに公表された。

これによると、小学校の9割以上が特別支援教育の校内研修を実施または予定しているほか、約9割が特別支援教育コーディネーターとなる教員を指名しているなど特別支援教育の実施に向けた準備体制が整いつつある。しかし、非常勤講師やボランティアなど人的支援の充実を求める声も高まっている他、保護者との共通理解を図ることの難しさを指摘する声も少なくない。

特別支援教育のための校内委員会などの組織づくりでは、「設置している」という学校が61.1%（前年度比26.3増）と大幅に増加しているほか、「校内委員会に相当する機能を持つ組織がある」が、27.6%（同8.9ポイント減）、「2005年度中に設置予定」が5.0%（同5.9ポイント減）で、これらを合計すると93.7%の学校が、既に特別支援教育のための校内組織を設置していることになる。校内委員会などの委員構成を見ると、校長、教頭、養護教諭、特殊学級担任、教務主任というのが大半を占める。また、校内委員会などの活動内容（複数回答）は、「児童の実態把握と学級担任の指導への支援方策の具体化」が91.4%、「校内研修の推進」が59.0%、「個別の指導計画等の作成」が32.0%、「保護者相談窓口」が32.0%などが挙げられている。

2007年度からの特別支援教育の実施に向けて、校内研修を「実施した」という学校は、70.4%（前年度比ポイント増）、「2005年度中に実施する予定」という学校は21.9%（同7.2ポイント減）で、合計すると92.3%の学校が特別支援教育の校内研修に取り組んでいる計算だ。

学校の校内研修の内容（複数回答）を見ると、「LD等の理解と指導」が64.8%、「児童理解と指導の在り方」が58.6%、「特別支援教育の在り方」が2.2%などで、特別支援教育への転換を目前に控えて、LDへの対応など、より実践的な研修内容となっていることがうかがえる。

特別支援教育の実施に当たっては、各学校に特別支援教育コーディネーターを置くことになっているが、学校現場の対応を見ると、コーディネーターを「指名した」というのが81.2%（前年度比21.2ポイント増）。これに「2005年度中に指名予定」の6.9%（同5.7ポイント減）を加えると、約9割の小学校で特別支援教育コーディネーターが指名されていることになる。

特別支援教育コーディネーターに指名された教員の内訳は、特殊学級担任が50.1%と約半数を占めており、次いで教務主任が14.6%、教頭が11.1%、教育相談主任が9.0%、通級指導教室担当教員が6.6%などとなっている。

高校教育の在り方検討 全国高等学校長協会

全国高等学校長協会（全高長）は5月24、25の両日、東京都府中市の府中の森芸術劇場で第59回総会・研究協議会を開催し、全国から約2700人が参加した。総会では、中央教育審議会の教育課程部会や自民党の文教科学部会で高校教育に関する論議が始まったことを受けて、全高長としてもこれに対応する形で検討を進めていく方針が決定された。

初日の総会で就任あいさつに立った島宮新会長はまず、会長代行として4月以来、中教審の学習指導要領見直し論議や、教育基本法の改正問題、自民党の文教科学部会に設置された高等学校教育小委員会などに対応してきた経緯を説明。今年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）など国の施策では、キャリア教育の推進にかかわる教育課程上の位置付けやキャリアアカウンセラーの配置 「高卒資格認定試験」の導入にかかわる高校の学習成果の検証 生徒による教員の選択性制も含めた教員の資質向上策が検討課題として浮上してくるとの見通しを示した上で、「動きだしたら即対応し、積極的に全高長として意見を述べていきたい」と表明した。

とまれ、校長会の議論は、トップ・ダウンの政策遂行意欲が先走り、生徒の現実、学校の実情を踏まえた、高校教育のあり方議論が忘れられがちである。学校現場と教育改革施策の乖離に頭を悩ます管理職が多い。

私立高校は68万7000円にアップ

文科省の2005年度「私立高校等授業料等調査」

文部科学省はこのほど、2005年度「私立高校等授業料等調査」の結果をまとめた。それによると、全国の私立学校初年度納付金の平均額は、高校（全

日制。以下同じ)が68万7400円(前年度比5,609円増) 中学校が74万2916円(同535円増) 小学校が72万3893円(同9,826円増) 幼稚園が31万8743円(同4,018円増)になったことが判明した。

今回調査から中等教育学校も加わり初年度納付金の全国平均は76万767円だった。中学校は各74万2916円(同535円増) 37万1036円(同25円増) 18万6666円(同883円増) 18万5214円(同373円減)。高校は各68万7400円(同5,609円増) 34万2848円(同3,359円増) 16万3542円(同1,223円増) 18万1010円(同1,027円増)だった。

中等教育学校は各76万767円、34万9333円、17万5556円、23万5878円になった。

受験料の平均額では、幼稚園は前年度比63円増の2,328円、小学校は同175円増の1万6018円、中学校は同133円減の1万7152円、高校は同276円減の1万5493円で、中・高校は前年度より下がった。

新規高卒者の就職率92.8%に

4年連続で前年を上回る—福島、山口、秋田が高い

文部科学省は5月12日、2006年春に高校を卒業した者の就職状況(3月31日現在)を発表した。これによると就職率(就職決定率)は前年同期比1.6ポイント増の92.8%で、4年連続して前年同期を上回った。

高校新卒者のうち、就職希望者は前年同期比1,301人(0.6%)減の22万3876人、就職希望率は4.1%(前年同期比0.4ポイント増)。就職決定者は同2,447人(1.2%)増の20万7795人、未決定者は同3,748人(9%)減の1万6081人で、未決定者はかなり減っている。

設置者別の就職率は、国立91.7%(前年同期比15.5ポイント増) 公立93.1%(同1.6ポイント増) 私立91.7%(同1.9ポイント増)。国立は、就職希望者が少ないため変動が大きい。

男女別の就職率は、男子が95.0%(同1.6ポイント増) 女子が90.0%(同1.6ポイント増)。就職未決定者は、男子6,333人(同23.9%減) 女子9,748人(同15.3%減)で、それぞれ大幅に減った。

学科別の就職率は次の通りで、工業(97.3%)が最も高く、普通科(39.1%)が最も低い結果となっている(下記、学科別一覧を参照)。

都道府県別の就職率は福島(98.7%) 山口(97.6%) 秋田(97.4%)などが高く、北海道(81.3%) 沖縄(83.9%)などが低い。

普通	89.1 (2.4ポイント増)
農業	94.2 (1.6ポイント増)
工業	97.3 (0.9ポイント増)
商業	94.4 (1.7ポイント増)
水産	95.3 (2.5ポイント増)
家庭	91.3 (1.6ポイント増)
看護	72.8 (18.7ポイント減)
情報	94.7 (今年から集計)
福祉	93.2 (今年から集計)
総合	92.3 (前年と同率)
その他	92.1 (0.1ポイント増)

大学・大学院教育

センターの志願者1万8450人 昨年度比で1400人減

法科大学院適性試験

大学入試センターは5月26日、6月に実施される2006年度法科大学院適性試験の志願状況を発表した。志願者数は昨年度より1409人少ない1万8450人だった。男女別では各々1万3785人(昨年度1万4775人)と4665人(同5084人)。大学卒業者(見込み含む)は1万7943人(同1万9326人)。法学部以外の文系は4566人(同5002人)、理系は1449人(同1635人)だった。

一方、センターとは別に日弁連などが六月実施する適性試験には、1万2430人(同1万725人)が志願した。

志願者はセンターと日弁連の両方の試験に出願できるため、実際に法科大学院入学を目指す志願者の実数は不明となっている。

大学の知的財産、有効活用 - 非営利研究で指針

総合科技会議

大学などの研究機関が国の補助金を使った研究で得られた特許権などの知的財産権について、ほかの大学が無償ライセンス供与などの形で利用しやすくする指針が5月23日、政府の総合科学技術会議で了承された。

指針は非営利目的の研究が対象で、ある大学が持つ特許権などの利用許可を、他の大学から求められた場合は、簡単な手続きで原則無償でライセンス供与としている。研究者が移籍した場合も、移籍先にライセンスを供与して研究を続けやすくし、人材の流動化を促進することも留意点として盛り込んだ。

大学の特許申請が増える中、知的財産権を尊重しつつ、他の大学も成果を利用することで、さらに新たな知的財産を創造しやすくするのが狙いとされている。

「飛び入学」制度の活用拡大について中間報告

文科省協議会が高大の接続「改善」として一

一人ひとりの能力を伸ばすための教育の在り方などを審議している文部科学省の「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会（座長・丹保憲仁放送大学長）はこのほど、高校2年生から大学への「飛び入学」の拡大、高校生が大学レベルの教育に触れる高大連携の推進などを柱とした中間報告「協議経過の中間的な整理」をまとめた。飛び入学制度が実質的に有名無実化しているために、この制度のてこ入れを図ることが主な狙いである。

高校2年生から大学への飛び入学は、1997年の中央教育審議会答申で提言され、学校教育法改正により98年度大学入試から導入された。当初は物理と数学の2分野に限られていたが、2001年に分野の規制が廃止された。しかし、制度創設当時は、いわゆる「エリート教育」への批判が強かったため、飛び入学対象者には「特に優れた資質を有すること」、飛び入学実施校には「大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること」、飛び入学志願者には「高校の校長の推薦」が必要とされるなど、さまざまな規制が設けられ、飛び入学者にはマンツーマンに近い指導体制を敷くことが実質的に義務付けられている。

このような事情もあって、現在、飛び入学を実施している大学は、千葉大学、

名城大学、昭和女子大学、成城大学、エリザベト音楽大学、会津大学の6大学にとどまっている。文科省によると、これまでの飛び入学者の累計は、千葉大が32人、名城大が19人の合計51人(2005年度現在)にすぎない。

また、699大学(2003年度現在)のうち660大学が飛び入学の「実施予定なし」と回答している。

制度創設当時、社会的に大きな注目を集めた飛び入学は、実際にはほとんど形骸(けいがい)化しているのは、この制度が、そもそも子どもと人格、教育の系統的発展性を無視して、特異な能力のみに着目した非教育的制度であるからだ。

学費の割合が6割突破 - 2004年度学生生活調査

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)は4月28日、学生の収入や支出の状況などを調べた2004年度学生生活調査の結果を発表した。調査結果によると、大学学部(昼間部)の学生の年間生活費(学費と生活費)は前回調査した2002年度に比べ7万6900円(3.8%)減の194万800万円だった。減少したのは、学費以外の生活費を切り詰めたためで、学費は前回調査比7300円(0.6%)増の116万8500円。支出の全体に占める学費の割合は60.2%となり、初めて6割を超えた。収入面では、家庭からの給付やアルバイトによるものが減る一方、奨学金が増加している。

調査は2004年11月現在で、全国の大学学部、短大本科、大学院修士課程・博士課程の学生5万1205人を抽出して実施した。回収率は61.1%。

学校種等別の支出は次の通りで、いずれも前回調査時より減少しており、特に短大の学生の支出が減っている。(単位円、%、カッコ内は前回比増減率)

学部昼間部 1,940,800(3.8)

学部夜間部 1,511,100(2.8)

短大昼間部 1,664,700(6.7)

短大夜間部 1,379,600(5.7)

大学院修士課程1 1,772,600(2.9)

大学院博士課程2 2,105,400(2.4)

収入の平均額は、自宅が189万2500円(前回調査比1.3%減)、下宿等が253万7800円(同2.7%減)、全居住形態平均で220万300円(同1.7%減)。収入の内訳を見ると、家庭からの給付は144万9200円(同6.9%減)、奨学金は30万8500円(同36.6%増)、アルバイトは34万4700円(同3.9%減)などで、家庭からの給付、アルバイトが減る一方、奨学金が大幅に伸びた。

支出のうち、授業料などの学費は全居住形態平均で計116万8500円(同

0.6%増) 食費などの生活費は計77万2300円(同9.8%減)。学費が増となったのは、授業料が前回調査比2.6%増の81万2600円と増えたためである。これ以外は、「その他の学生納付金」が同6.1%減、修学費が同1.7%減などと減っている。

支出に占める学費(116万8500円)の割合は60.2%で、前回より2.6ポイント増え、初めて6割を超えた。

生活費は、「その他の日常費」が同15.2%減、保健衛生費が同11.8%減、娯楽・嗜好(しこう)費が同11.4%減、食費が同8.7%減などとなっており、学生が、すべての費目で節約に努めたことが分かる。

自宅通学で国立大学に通う学部生の支出を100とした場合に、公立、私立に通う学生や下宿・間借りなどの学部生がどのくらいになるかを指数で見ると、次のようになり、自宅・私立と下宿等の国立、公立は約1.7倍、下宿等の私立は約2.4倍となる。

私大等経常費補助金の2005年度交付状況

立命館大学と早稲田大学で著しい

日本私立学校振興・共済事業団はこのほど、私立の大学、短大、高専に対する2005年度経常費補助金の交付状況をまとめた。交付された補助金の総額は、約3,239億円で過去最高を更新した。また、補助金を学生一人当たり換算した平均額は16万6千円で、前年度と同額となっている。大学別の補助金交付額を見ると、8年連続で日本大学がトップ。5位までの顔触れも前年度と同じだった。一般補助と特別補助を合わせた補助金交付額の上位100大学は以下の通りである。1位は8年連続して日本大学で125億8900万円(前年度比2.5%減)、2位は早稲田大学で101億6700万円(同7.4%増)、3位は慶応義塾大学で93億5千万円(同0.4%増)、4位は東海大学で67億5300百万円(同0.3%増)、5位は立命館大学で51億8200万円(同11.8%増)となっている。いずれも前年度と同じ順位だが、立命館大学と早稲田大学の補助金交付額の増加が著しい。

交付金のうち特別補助の「生涯学習推進特別経費」と「個性化推進特別経費」の合計額の上位10校を見ると、日本大学 早稲田大学 慶応義塾大学 立命館大学 近畿大学 中央大学 東海大学 北里大学 法政大学 東京理科大学。また「学術研究推進特別経費」など文科省からの直接補助である「私立大学教育高度化特別推進経費」の交付額上位10校は、日本大学 早稲田大学 慶応義塾大学 立命館大学 中央大学 東海大学 近畿大学 同志社大学 関西大学 法政大学 となっている。

島根大と姫路独協大に改善指示

法科大学院の教育水準調査で文科省

文部科学省は3月30日、法科大学院（全74校）を対象にした2005年度の教育水準調査「年次計画履行状況調査」の結果を公表した。この中で、島根大学（島根県）と姫路独協大学（兵庫県）に「教育研究活動全般を通じて格段の充実を求める」と強く改善を勧告した。

同省によると、島根大は、予定していた国際法関係の科目に未開講の授業があった他、「授業の時間割のバランスが悪い」「成績評価の基準が教員間で一定でない」などと、指摘されている。

姫路独協大は、法科大学院にふさわしい双方向の授業が不十分で、必修科目なのに出席率が3分の2程度しかない授業があり、出欠を取るかどうかも各教員の判断に任されているなど、授業運営にルーズな点もあるとされた。

調査は2004年度に次いで2回目。同省は全体的な状況について「多くで設置計画に沿った取り組みがされており、教員組織の整備、学生の入学状況はおおむね問題ない。前回示した留意事項への対応にも努力している」としたが、教育内容改善のための組織的な研修と成績評価の在り方の二点については、「改善を要するケースもあった」と指摘している。

2007年統合で合意 大阪大と大阪外語大

大阪大学（大阪府吹田市）と大阪外語大学（同府箕面市）は3月23日、2007年10月を目標に統合することで合意した。統合後の名称は大阪大学になる予定だ。両大は統合後、多彩な研究プログラムを通じて国際的人材を養成し、社会への貢献を目指すとしている。大学院生を含めた学生総数は大阪大が約1万9千人、大阪外語大が約4,800人で統合後は2万人を超える。

東京外語大学と大阪外語大学と、東西の国立外大で、それぞれ、特徴を出して活躍貢献してきたものだが、これからは大阪外大の個性が生かされるのか、不安でもあり疑問でもある。

学舎は、今のままということで、統合がかえって、不便、分裂にならなければいいかと懸念する。独立法人化による、独立採算路線と大阪外大側の事情が統合に拍車をかけたといえようか。外大では大学改革の国際化の流れの中で、女子率の高さも相まって、卒業生の進路開拓で厳しい状況に直面してきた。大阪大学化でこれらが好転するのか、注目される。

教育裁判・教育権・教師の権利

教員免許の10年更新制の導入 中央教育審議会答申

中央教育審議会（鳥居泰彦会長）は7月11日、教員免許更新性の導入を柱とした答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」をまとめ、小阪文部科学相に提出した。答申は「その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行うことが必要」として、更新制を現職にも適用することを提言した。同省は、教員免許法改正案の来年の通常国会への提出などを通じて制度改革を進める方針である。

答申は、生涯有効だった教員免許の有効期限を10年間とし、期限切れ前の2年間に最低30時間の講習を義務付けた。ただ、勤務実績などで講習が免除とする他、期限切れ後の受講で再取得が可能とするなど、柔軟な運用を示唆した内容となっている。文部科学省は、2008年度以降の更新性導入を目指し、講習のモデルカリキュラムや修了目標の策定など制度設計を進める。

免許状保持者それぞれの更新履歴や現住所などのデータを全国的に共有する免許管理システムを整備する方針だ。

教育研究者からは「教員の身分が不安定になり、マイナスの方が大きい。管理統制を強める点で、教育基本法『改正』案と同じ流れ」（勝野正章東京大学助教授）との指摘がある。約110万人にのぼる現職教員への講習をどう実施するのはまだ不明確だ。多忙化が深刻な現場からは「いつ講習を受けるのか」「力量向上というなら自主的な研修を保障してほしい」などの声が出ている。

昨年の「中間報告」の時点では、「更新制はやらない」としていた現職の教員に対しても、手のひらを返したように、「免許を失効すれば失職する」としたことは重大である。教員の教育活動への意欲とエネルギーを阻害することは明白である。教育基本法改悪の動きとあわせてみれば、ねらいは重大で、教員の身分保障を脅かす恐れ大である。

成果主義賃金を延期

岩手県教委職場投票で反対96%

岩手県教育委員会は5月30日、教育に成果主義賃金を導入する評価制度・新昇給制度の6月実施を延期する考えを示した。県立学校や市町村立学校の校

長会から強い反対の声が上がったり、岩手県教職員組合など5団体が5月29日におこなった職場投票で「反対」が96.3%を占めたりしたことを受けたもの。

県教委は五月に突然、6月からすべての教職員（約1万4千人）を対象に勤務実績に応じた新昇給制度と、そのための評価制度を実施する方針を発表。新制度では校長が毎年1回、A～Eの5段階で勤務成績を査定し、ボーナスも4段階評価をする方向で検討している。

岩教祖など5団体が取り組んだ、賛否を問う職場投票は、小・中・県立学校の教職員ら（校長をふくむ）1万3838人が対象で、80.2%にあたる1万1098人が投票。「賛成」298人にたいして、「反対」が1万691人に達した。

県教委は「関係団体にまだ十分理解されていない。今後、評価の内容や方法の運用について話し合いを続けていく」と説明している。

教職員給与に能力給最大4万円差、2007年度から・大阪府

大阪府教委は、公立の小・中・高校や養護学校の教職員の給与に勤務評価を反映させる「能力給」を2007年度から導入することを決めた。能力給導入をめぐるっては、2006年度からの実施を目指して教職員組合と協議に入ったが、反発が強く、実施時期を一年先送りした案を提示しても合意に至らなかった。しかし、府教委としては、教職員の意欲や資質を高めるためには給与への反映が不可欠であり、勤務評価システムについても評価への苦情処理体制の確立などで信頼性が高まっているとの判断に基づき、組合側の反対を押し切る形で導入を決めた。

府教委は2004年度から、教職員の自己申告や面談を基に校長らが最高ランクSから最低ランクDまでの5段階で評価する「教職員の評価・育成システム」を導入しており、2007年度から前年度の勤務評価を月給と期末勤勉手当に反映させていく方針。

現行の給与は、ほぼ年に一回、一律で昇給しているが、府教委は2007年度から一律昇給を廃止、評価ランクによって昇給ベースを決めるほか、期末勤勉手当（4.45月）のうち、年1.45月分の勤勉手当から扶養手当0.03月分を勤務評価の成績優秀者に配分する。これにより、期末勤勉手当に関しては評価ランクのSとDでは最大年約24万円の差が生じるという。

しかし、実際に大宣伝して実施しようとしても、評価の難しさは並大抵ではなく、管理職は頭をかけている。無責任で教育も教育現場の実情も知らない行政主導の人気取り改革で迷惑するのは、教職員と管理職だけである。

6 大学に授業料返還命令 入学辞退の受験生に、東京地裁

2002年から2003年、早稲田や上智などの大学を受験して入学を辞退した6人が、各大学の学校法人を相手に授業料や入学金の返還を求めた訴訟の判決で、東京地裁（永野厚郎裁判長）は6月27日、授業料など計約850万円を返還するよう命じた。入学金返還は認めなかった。

支払い命令を受けたのは、2大学のほか、日本大学、北里大学、立正大学、国土館大学を運営する各学校法人。

永野裁判長は、在学契約では消費者契約法が適用されると認定。入学手続き時に、入学金と共に支払う授業料や施設設備費について「大学が提供する役務の対価」とした上で、受験者が入学直前の3月末までに辞退の意思を伝えれば、返還されるべきだとした。

入学手続き要項に辞退の表明方法の明記がない場合、口頭による連絡でも辞退の意思表示と認められると指摘。辞退届の郵送が4月でも、3月に電話で伝えたケースで返還請求を認めた。

一方、入学金については「受験した大学側と在学契約を結ぶための地位を得る対価」として、権利金の性格を持つと指摘。「授業料と比較しても、著しく高額とはいえない」と述べ、全員の請求を棄却した。

教職員給与、40年ぶり実態調査 優遇批判の反論材料に

文部科学省は2006年度、公立学校で働く教職員の労働時間や超過勤務などの実態調査に乗り出す。行政改革の一環で、公立小中学校の教職員給与を一般地方公務員よりも優遇する人材確保法（人確法）の廃止を求める声が出ているため、給与水準が適正かどうかの反論材料とする。国が給与調査を行うのは1966年度以来、40年ぶり。調査規模は数千～1万人前後になる公算で、今秋にも結果をまとめ、2008年度以降の制度改正に反映させる。

教職員給与は人材確保と教育水準の向上を目的に、人確法（1974年2月施行）で優遇されており、一般地方公務員と比べた給料の優遇率は11%。ただ、教職員には超過勤務手当が支給されないため、給与全体だと他の公務員より4～5%高くなっている。

政府の経済財政諮問会議は昨年、国・地方の公務員給与を見直す総人件費改革で、人確法の廃止を提唱。文科省は「優秀な人材を確保する上で人確法は必要」と反論したが、政府は「廃止を含めて人確法の見直しを議論し、2006年度に結論を得る」との方針を決めたため、同省は検討の参考資料となる調査を行うことにした。

調査は小・中・高校など全国の公立学校で働く教職員を抽出し、通常の勤務時間 超勤時間 自宅にどのくらい仕事を持ち帰っているかなどを調査。併せて超勤実態が分かるよう、生徒指導や学校行事、家庭訪問などの業務に費やしている時間数も調べる。

また、教職員の負担感を把握するため、保護者や児童・生徒に「教員が果たすべき役割をどう考えるか」「学校に期待する責任は何か」といった意識調査も実施する予定だ。

給与表策定の徹底など通知 市区町村の教員採用で、文科省

文部科学省は、市区町村が公立小・中学校の教職員を独自に採用できる制度が全国でスタートしたのを受け、市区町村が任用した教職員を適正に人事管理するよう求める通知をした。教員採用に際しては、行政職の俸給表とは別に、教職員の給与表を条例で定めることが必要。仮に「採用数が一人だけ」といったケースでも、給与表策定を徹底するよう求めている。

市区町村の教職員独自採用制度は、構造改革特区の特例として2003年度に開始。2006年度からは全国に拡大された。

特区では、31市町村が認定を受け、計220人の教職員を任用。少人数教育への活用が最も多く、そのほか、英語教育の充実や不登校対策、「外国人児童・生徒に対する日本語指導の充実」(群馬県太田市)など、特色ある教育の展開に生かされている。ただ、2003年5月から独自採用を開始し計87人を任用している京都市など、一定規模で事業を進めている自治体がある一方、任用数が1～3人の市町村もある。京都市などでは、給与表を条例で定め任用しているが、教職員の給与表を定めず、行政職の俸給表をそのまま使っている「不適切」な例も多いという。

通知では、給与表策定の徹底のほか、都道府県教委と市区町村教委が連携、協力するよう要請。市区町村で任用された教職員が、市区町村を超えて人事交流を行う場合の調整や、市区町村任用の教職員が、都道府県教委主催の研修に参加できるようにすることなども求めた。

「優秀な教員」に重点配分 人確法の給与優遇措置

2008年度めど導入へ文科省が検討

文部科学省は、公立小・中学校教員の給与を優遇する人材確保法(人確法)について、一定額を一律に上乗せしている現行制度を見直し、優秀な教員らに

重点的に配分する制度を導入する方向で検討に入った。2008年度をめどに実現を目指す。人確法に対しては、財務省などから廃止を求める声も出ているが、文科省は優秀な教員の確保、教育水準の維持・向上に不可欠との立場。教育現場の実情に合わせ、現行制度を改善する方向で検討を進める。

人確法をめぐっては、2006年度の予算編成過程で、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）や政府の経済財政諮問会議から廃止を求める声が相次いだ。それに対し文科省は「優秀な人材の確保に一定の役割を果たしている」などと反論。政府は今国会に提出した行革推進法案で、人確法の取り扱いについて「2006年度中に結論を得て、2008年4月をめどに必要な措置を講ずる」とした。

一般の地方公務員と教員の給与を本給と諸手当で比較すると、人確法の優遇措置により教員給与が4%程度高くなる。しかし文科省は、平均年齢や学歴区分を考慮して同一条件で比較した場合、「実質的な差は2%程度」としており、「人確法の扱いを検討する際は、基本的なデータのとらえ方なども議論する必要がある」と主張する。

同省は2006年度、勤務実態や給与水準などに関する全国規模の調査に着手し、2006年度前半に基礎データを収集する方針。これらのデータに基づき、人確法に加え、教職員調整額の在り方も含めた給与制度を抜本的に見直す。

人材確保法の廃止検討を指示 中川自民政調会長

自民党の中川秀直政調会長は5月17日、党本部で歳出改革に関するプロジェクトチームの河村建夫・一般分野主査と会い、公立小・中学校の教職員給与を一般地方公務員よりも優遇する人材確保法の廃止を検討するよう指示した。同法を全廃すれば、国と地方合わせて総額二千億円規模の歳出削減が見込まれ、うち六百億円の国庫負担が減ることになる。

同党は今後今月末にもまとめる歳出削減案に同法廃止を盛り込む方向で検討し、六月に閣議決定する「骨太の方針」に反映させたい考えだ。

同法は田中内閣時代の1974年、人材難を背景に、優秀な教員の確保と教育水準の維持向上を目指して制定された。第3条で、教職員給与について「一般公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない」と規定している。

ただ、98年度以降、公立中学校の教員採用試験の競争倍率は十倍超の高水準を維持している。このため財務省は「優遇措置は時代錯誤」として、同法の早期廃止を主張。行政改革推進法案には「同法の廃止を含めた見直しを行い、2006年度中に結論を得て、2008年4月をめどに必要な措置を講じる」と明記された。

しかし、党内には一律廃止に反対する意見も根強く、文部科学省でも、優秀な教員を重点的に優遇する制度に切り替える案が浮上している。このため、中川氏は同法の廃止を含めた抜本的見直しを指示することで、「聖域なき歳出削減が必要」との立場を改めて鮮明にした。

大阪府教委、部活動指導の教員手当を増額

大阪府教委は2006年度、府立学校で土日や祝日に部活動を指導する教員に支給している特殊業務手当を、最大で1000円増額し2500円とすることを決めた。当初予算案に必要な経費を計上したほか、関連条例改正案を2月議会に提出、4月から実施する。

府教委は部活動の持つ教育活動としての重要性を踏まえ、指導に従事する教員を支援するため増額を行うとしている。

現行は、1日4時間以上で一律1500円を支給しているが、2006年度からは6時間以上は2500円、4時間以上6時間未満は2000円と2段階とする。同手当については、有識者らによる委員会が「部活動は学習指導要領に記載されておらず、教員の自発性に基づいているが、学校教育活動の一環で行われている」として、増額を求めていた。6時間2500円という金額も、支援するための増額という位置づけであって、週休日に行う職務に見合う金額ではない。改善が求められている。

部活は「教育活動」 都教委、規則で明記へ

東京都教委は、これまで学校教育の中で位置付けがあいまいだった部活動を「教育活動」として明文化する。7月に「都立学校の管理運営に関する規則」を改正し、部活動の項目を新たに盛り込み、2007年4月に施行する。

部活動は学習指導要領の中で、「学校で計画する教育活動」などとして認識はされているものの、これを裏付ける法令上の根拠規定がない。

都教委の部活動振興専門委員会は「部活動に関する課題がさまざまに指摘されるのは、学校の教育活動における部活動の位置付けが公的になされていないところに本質的な原因がある」とし、これを受け都教委は、規則の中に部活動を明文化することにした。また現在、教諭にしか認めていない部活動の顧問を、校長や副校長、養護教諭といった一部教育職員に拡大する方針も決めた。これも規則を改正して対応し、2007年4月の制度化を目指す。

規則改正後、都立学校にはそれぞれの管理運営規程を見直すよう指導する。また都教委は区市町村立学校についても、区市町村教委に対し管理運営規則を

改正するよう要請する。

「経済不況とリストラや離婚で増加」と分析

文科省が教委対象に「就学援助調査」

文部科学省は6月16日、「就学援助に関する調査結果」をまとめ、公表した。それによると、就学援助を受けている児童・生徒数が最近10年間で大幅に増加した主な要因について、調査対象となった市区町村の教育委員会は「企業の倒産やリストラなど経済状況の変化」「離婚など母子・父子家庭の増加」などによると分析していることなどが分かった。

学校教育法は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」（第25条）と定めており、生活保護法で規定している要保護者と、準要保護者（市町村等教委が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者）を対象に、学用品、体操着、学校給食、修学旅行などの費用を援助するのが就学援助である。準要保護者の基準は、市区町村教委が条例や規則などで定めているが、全国的にはばらつきがあるのが実情だ。

2005年度に準要保護者の認定基準や支給額などを変更したのは、125市区町村（全体の5.9%）あった。

調査は、都道府県当たり2、3市町（道府県庁所在市を含む）と東京23区の計125市区町教委に対しては、就学援助受給者数の変化の要因・背景及び1995～2004年度の10年間に準要保護者の認定基準の変更状況の2点を、また、すべての市区町村等教委（2095教委）に対しては、2005年度に準要保護者の認定基準等を変更したかどうかと、変更した内容について、それぞれ尋ねた。まず、就学援助受給者数の変化の要因・背景（複数回答）について見ると、「企業の倒産やリストラなど経済状況の変化」（95教委）と離婚等による母子・父子家庭の増加、児童扶養手当受給者の増加（2715教委）を挙げる教委が多かった。

このほか、「就学援助制度の周知」が15教委、「就学援助を受ける保護者の意識の変化」が8教委、「外国人世帯の増加」が5教委、「低所得世帯が入居する公営住宅や母子生活支援施設の設置」が4教委、「生活保護世帯の増加」が3教委、「児童・生徒数の減少」が2教委などとなった。

米俵百俵などと、いかにも教育を重視するかのよう装い登場した小泉首相が進めた構造改革の結果が、この格差と貧困にでている。さらに骨太の改革で、医療・福祉・年金、増税で、生活・教育困難を助長している。

処分取り消し求め申し立て一君が代斉唱で不起立の教員ら

東京の都立高校の卒業式で、日の丸に向かい起立し君が代を斉唱しなかったとして都教委から停職や減給などの懲戒処分を受けた都立高校教員 21 人が 4 月 24 日、処分の取り消しを求める内容の不服審査請求を都人事委員会へ申し立てた。都教委は 2003 年 10 月、日の丸掲揚と君が代斉唱を徹底するよう各校に通達。今年 3 月末に、君が代斉唱時に起立、斉唱しなかったなどとして今回申し立てた 21 人を含む 33 人を懲戒処分にした。

教職員ら 21 人は「(都教委の)職務命令自体が、起立して君が代を斉唱することを強制するもので違憲・違法。違法な不利益処分で取り消されるべきだ」と訴えている。

教員から駐車料金徴収 埼玉県鳩ヶ谷市

埼玉県鳩ヶ谷市は、行財政改革の一環として、市立小・中学校の敷地内に自家用車を駐車する教員を対象に駐車料金の徴収を始めた。使用料は同 2000 円。市は 2005 年 1 月から、給食調理員ら市職員を対象に月額 4000 円の使用料徴収を始めた。教員については調整が難航したが、自家用車の公務使用を認めている クラブ活動に利用する などの特殊性を考慮。使用料は半額の月額 2000 円とした。

市教委によると、これまでに教員 50 人に駐車証を交付。2006 年度当初予算案では、教育財産の目的外使用料収入として約 160 万円を見込んだ。

職員会議での挙手、採決禁止 校長主導徹底へ

都教育庁、理不尽な通知

東京都教育庁は 4 月 13 日、都立学校の運営の適正化を期すためとして、職員会議で教職員による挙手、採決などの方法を使って意思確認を行わないよう求める通知を 263 の都立学校長に行った。重要事項を決める際に校長主導で行う方針を徹底させるのが目的だが、挙手、採決まで制限するのは異例。教職員の反発が予想される。

同庁は、職員会議は校長の職務を補助する機関であることを明文化した学校教育法施行規則が 2000 年に施行されたのを受け、2001 年に「校長が決める事項を、職員会議が制約するような運営で意思決定権を拘束してはならな

い」とする通知を行っていた。

都教委によると、今年1月に都立校にその後の状況を報告させたところ、依然として10校超で校務に関する内容を職員会議での挙手や採決で決めていたことが判明。そこで、同庁は改めて通知を出して校長や副校長らによる「企画調整会議」が学校運営の中核機関であることを強弁、具体的な会議の運営方法を指示し、職員会議での挙手、採決を禁じるよう要請したとしているが、まことに非常識、理不尽な憲法・教育基本法無視の通知である。

元高校教諭に罰金20万円 国歌斉唱で着席呼び掛け

東京地裁

東京都立板橋高校の卒業式会場で国歌斉唱時の着席を呼び掛け、式の開始を遅らせたとして、威力業務妨害罪に問われた元同校教諭藤田勝久被告(65)に対し、東京地裁の村瀬均裁判長は5月30日、「式に悪影響を与える恐れがあったのは明らかで、実際に遂行業務が一時停滞しており、非難は免れない」と述べ、罰金20万円(求刑懲役8月)の判決を言い渡した。同被告は判決を不服として控訴した。

村瀬裁判長は、校長らが約6分間対応を余儀なくされたことから、藤田被告の言動は「威力」に当たると認定。これが原因で開式が約2分間遅れたとして、弁護側の無罪主張を退けた。

弁護側は、「犯罪に当たるとしても刑罰を科すほどの違法性はない」とも訴えたが、同裁判長は「被告の行為は相当な手段と言えず、法益侵害の程度は軽微でない」と判断。その上で「妨害は短時間で、式がほぼ支障なく実施されたことを考慮すると、懲役刑の選択は相当でない」と結論付けた。

判決によると、藤田被告は2004年3月11日、卒業式開始直前の同校体育館で、保護者らに「今日は異常な式で、国歌斉唱の時に教職員が立って歌わないと処分されます。国歌斉唱の時は着席をお願いします」と大声で呼び掛け、制止した教頭らに「触るんじゃないよ。何で追い出すんだよ」と怒鳴った、とされた。

「教科書」は9月に廃止 特殊指定見直しで公取委

公正取引委員会は6月6日付の官報で、教科書を販売する際に禁止する不正な取引を定めた特殊指定を9月1日付で廃止すると告示した。

1956年にスタートした教科書販売の特殊指定は、過剰な売り込みを防ぐ

ため、出版社が自社教科書の採択を働き掛ける際、学校関係者などへの利益供与や他の教科書の中傷を禁じてきた。

公取委は昨年11月に同指定の見直し作業に着手。今年3月には、教科書採択に関する公正な手続きが整備されてきたことなどを理由に、「特別な規制を行う必要性がなくなった」として、廃止に向けた意見募集を実施した。

意見募集には4618件が寄せられ、そのうち約97%が廃止に反対する内容だった。しかし、公取委は独禁法に基づく一般的な規定で公正な取引が確保されると判断、同指定の廃止を最終決定した。ただ、廃止時期は今年度の教科書採択作業が終了した後の9月1日とし、同指定の廃止に慎重な構えを見せていた文部科学省などに一定の配慮を示した。

高校寮内の暴行で賠償命令・神戸地裁支部

「学校よりも配慮義務必要」-

岡山県津山市の私立作陽高校の男子寮でほかの寮生から集団暴行を受け、左ひじに障害を負ったのは、学校側が安全配慮義務に違反したためなどとして、水戸市の大学院生の男性(30)が学校法人「作陽学園」(同県倉敷市)を相手に、約4,920万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が7月10日、神戸地裁姫路支部であった。田中澄夫裁判長は「寮生活に対する安全配慮義務は単なる学校生活以上に高度なものになる」として、約2,930万円の支払いを命じた。

原告側の弁護士は「閉鎖的な空間である寮の安全配慮義務を従来よりも広く認めた」と評価している。

判決によると、男性は1991年4月に同校に入学し、男子寮で生活していたが、同年5月から6月にかけて、上級生らほかの寮生から殴るけるなどの暴行を受け、左ひじの曲げ伸ばしができなくなった。当時、寮内では「3年は神様、2年は人間、1年は奴隷」などと称されており、上級生が中心となって下級生に暴力を振るうことが頻繁にあった。

市の保育園民営化は違法 全国初判断・横浜地裁

横浜市の市立保育園民営化で、「保育内容に悪影響が出る」などとして、横浜市の4園の保護者と園児ら67人が同市を相手に民営化の取り消しと1人当たり20万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が5月22日、横浜地裁であった。

河村吉晃裁判長は取り消し請求は棄却したものの、市の民営化処分は違法だ

ったと指摘、在園園児一世帯当たり10万円、計280万円の支払いを命じた。

保育園、保育所の廃止処分をめぐる訴訟は全国でほかに4件係争中だが、違法との司法判断が示されたのは全国で初めてという。

河村裁判長は、横浜市が2003年12月に条例を改正し、3カ月の引き継ぎ期間を経て市立保育園を民営化した判断について、「特別に民営化を急ぐべき理由があったとは認められず、裁量の範囲を逸脱、乱用したもので違法」と指摘した。十分な引き継ぎがなされず、民営化が実施されたことで在園児童の保護者が受けた精神的苦痛も認定した。

「民営化によって多様な保育ニーズに応えられる」などとした市側の主張は「早急な民営化を正当化する根拠として不十分」として退けた。

一方、保育園民営化のために改正した条例については、取り消すことが原則としながらも「無益な混乱を引き起こす」として請求を棄却した。

横浜市の保育園民営化は2004年4月から年4園程度を順次民営化しており、これまでに12園が社会福祉法人に移管された。

教員試験の年齢制限、事実上撤廃

福井県教委は、今夏実施する2007年度公立校教員採用試験から、受験資格の年齢をこれまでの40歳未満から60歳未満に引き上げることを決めた。年齢制限を事実上撤廃し、実力ある人材を幅広く集めたい考え。

県教委は2005年度試験から、年齢制限をそれまでの30歳未満から40歳未満に引き上げた。

2005年夏に実施した2006年度試験では、30代受験者は全受験者約1140人の10%以上を占めている。県は今回の事実上の年齢制限撤廃で、経験豊富な受験者がさらに増えることを期待している。

また、1次試験を通過あるいは免除となったものの2次試験に合格しなかった人が、試験後に県内の学校で講師として勤務した場合、次年度から

3回、1次試験が免除される制度を2007年度試験から創設。現場経験を評価する試験体系とする。県教委は2007年度、約100人の採用を計画している。

教員試験でスポーツ優秀者らに加点

愛媛県教委は、今夏から秋にかけて行われる2007年度教員採用試験から、高校卒業後のスポーツ大会、芸術文化コンクールなどの実績に応じて加点する制度を一次選考(1000点満点)に導入する。

スポーツ関係では国際大会出場者、全国レベル大会入賞者100点、全国レベル大会出場者50点など、加点数も事前に公表し、抜きんでた人材の受験を促す。県教委は、これまでの採用試験でも国体8位以上は体育実技を免除するといった措置を取っていたが、実技がない職種では利点がなく、実技がある職種でも、その道に秀でた受験者にとっては、免除がさほど魅力的でない場合もあった。一方、1次選考での加点なら小、中、県立学校、養護教諭いずれの職種を受験しても優遇される。1次の結果は2次と点数を合計して合否の判断材料（前年度の1、2次配分は1対2とする）。

スポーツ関係以外の加点は、芸術文化関係で全国レベル以上の大会入賞者50点 青年海外協力隊参加者（2年）100点 実用英語技能検定一級合格者や、TOEFLのPBT600点以上、TOEIC860点以上の人で50点 司書教諭有資格者50点 とした。ただし加点は一人当たり100点を上限とする。

年齢制限撤廃で志願者増 横浜市教採試験

横浜市教委は、来年4月に採用する公立学校教員の選考試験の応募状況をまとめた。市教委は受験年齢を今年度から60歳未満にしたことから、応募者の総計は6,019人で、前年度より1,073人増加した。採用されても一年で定年を迎える59歳の応募も計6人あった。大幅な受験者増に、市教委では「年齢制限を撤廃してよかった」と安堵の声を上げている。

市教委によると、昨年までは一般選考と、スポーツや英語力など一芸に秀でた人を対象とする特別選考一（特二）の受験年齢は35歳未満、教職経験者の特別選考二（特二）が40歳未満、一定の社会人経験を持つ人を対象とした特別選考三（特三）が45歳未満だった。

今回、すべての受験区分で年齢制限を撤廃したことで、受験できるようになった人は、一般・特一で計522人、特二で452人、特三で60人の総計1,034人で、増加分のほとんどに当たる。

特に、特二は臨時任用で市立学校に勤務している高齢の教員が多数応募したこともあり、前年比412人増となる1,097人が応募する人気ぶり。市教委は「35～45歳の年代の教員が不足しているので、その年代でいい人材を確保したい」としているという。

教育事件・教育処分

不正受給は 4000 万円 関係企業と不明朗取引も

早大の公的研究費問題

早稲田大学理工学部の松本和子教授（56）による国の研究費の不正受給疑惑で、白井克彦総長らが7月12日会見し、松本教授が実態のないアルバイト賃金名目で、約4000万円を不正受給していたとする調査委員会の報告を明らかにした。早大によると、松本教授は1999年度から2003年度にかけ、研究に必要なアルバイトを一雇ったとして、学生の名義を使って計約1470万円を請求した。あわせて松本教授とバイオ関連ベンチャー企業との間で、約2480万円の架空取引があった可能性が高いとする調査結果を明らかにした。

文部科学省の科学技術振興調整費などから早大を通じ、賃金が学生の口座に振り込まれたが、これを教授の個人口座に還流させていた。

同教授は2002年度から2004年度にかけ、非常勤役員を務める企業に研究室で使う試薬を発注。公的資金から代金を支払ったが、このうち約4030万円分の納品書が見つからなかった。2004年に理工学部内で調査したが、「不正がはっきりしない」などの理由で、関係省庁に報告されなかった。

松本教授は調査に対し、当初還流金は研究室の運営費に使ったとして私的流用を否定。試薬発注についても、架空請求ではないと説明している。

早稲田大学理工学術院（理工学部）の松本和子教授が文部科学省の研究補助金を不正受給した問題で、早大の白井克彦学長は6月28日、記者会見し、同教授から辞表が提出されたことを明らかにした。同院が懲戒処分を検討中のため、休職扱いとなっており、受理せずに理事会で預かった。

白井学長はまた、「監督責任がある。今回の事件を深く反省している」として、自身を役職手当3カ月分の減俸処分とし、研究補助金を管理していた村岡洋一常任理事の研究推進担当業務を解任したと発表。村岡常任理事は自ら理事職を辞任した。さらに、逢坂哲弥研究推進部長を解任し、足立恒雄理工学術院長ら4人を嚴重注意とした。

早大は不正受給額や不明朗取引の調査を進め、公的研究費への監査機能を強化するとしている。同大学は、再発防止策として、研究推進職員を6人増の30人とし、研究費が年間1000万円以上の研究は、経理状況を毎月確認する。研究室に任せてきた納品のチェックも学内に設置する「検収センター」で実施する、としている

公的な研究費が、一企業の収益と宣伝に使われ、松本教授の影響力が及ぶ範囲で、事実上の報酬として、還流されたことは、産学共同の危うさを物語っている。不正に使われたのは、文部科学省が配分する「科学技術振興調整費」だった。今回の不正発覚で、約50機関に配分予定の今年度新規採択分106億円は凍結。文科省は早期の支給を財務省に求めるとともに、不正防止策を、7月12日、打ち出した。文科省幹部は「ウミを出し切りたい」と話し、抜本的な対策も年内にまとめる考えだ。対策では、過去の不正を「自白」した研究者には、研究費の申請資格停止期間を短縮するなど、制裁減免も検討するほか、研究機関に内部監査の強化を求めた。

科学技術・学術審議会研究費部会委員の家泰弘・東京大物性研究所教授は「付け焼き刃に見えるかもしれないが、(研究者は不正をしないという)性善説に立ってきた研究費助成システムにとって一罰百戒の意味がある」と評価。「ここn年ほど、研究資金が大幅に増えたが、それに見合う行動規範がなかった。生命科学などの重点分野では、使い切れないほどの予算が集中した。最近では研究者の評価が資金で決められる風潮もあった」と問題点を指摘する。

この問題では、文科省が早大の調査内容や資金管理体制を不十分として、今年度の研究補助金約13億円の支給を一時停止したが、7月19日、停止を解除した。文部科学省は、7月12日、早稲田大理工学部の松本和子教授が不正使用していた科学技術振興調整費について、不正防止策を財務省に提出した。内部告発窓口の整備や文科省による抜き打ち監査などを挙げている。この防止策を基本に、総合的な研究費の不正防止策を年内に策定する。

文部科学省の不正対策

- ・ 研究機関に管理体制や内部告発制度の整備を求める
- ・ 研究機関対象の抜き打ち監査と結果の公表
- ・ 研究費の制度運用上の問題点の解決に取り組む
- ・ 研究費の配分状況の把握と重複の排除
- ・ 制裁減免措置導入の検討

都立養護学校前校長、670万円着服 全国校長会の資金

全国の養護学校の校長らでつくる「全国知的障害養護学校長会事務局東京都羽村市」の会計担当役員だった都立養護学校の前校長が同会の資金約670万円を着服していたことが6月26日、分かった。

同会によると、前校長は2004年6月からの2年間、会計担当役員として同会の支出を取りまとめていたが、全国の養護学校が支払う会費の一部約13

万円と、同会出版物の印税収入の積立金から約540万円の総額約670万円を着服した疑いが持たれている。

6月、後任の役員との引き継ぎの際、前校長が私的流用を打ち明けたという。都教委は6月28日、この校長を懲戒免職処分とした。

同会は養護学校教育の振興などを目的として1957年設立、現在518校が加盟している。

県立学校敷地内を全面禁煙へ 宮崎県教委

宮崎県教委は5月25日、県内の全59県立学校を6月1日から敷地内全面禁煙すると発表した。各校には3月1日に通知し、5月31日までを周知期間としていた。県教委では、喫煙者の教職員らが禁煙しやすいよう、各学校に保健師や管理栄養士を招き禁煙サポートセミナーなどを行う。また、希望者は、腕などに張るだけで禁煙に効果があるという医薬品の購入助成金(上限1万円)を公立学校共済組合宮崎支部から受けることができる。

県教委によると、これまで17の県立学校が自主的に敷地内全面禁煙を実施していた。

喫煙教師、禁煙に無関心 「吸っても構わない」が9割

5月31日の世界禁煙デーを前に、製薬会社ファイザー(東京)がインターネットを通じて実施した調査で、喫煙を後ろめたく思う教師は3割にすぎず、9割は吸っても構わないと考えているという、禁煙に無関心な教師が多いという結果が出た。調査は全国の小学校、中学校、高校の喫煙している教師各百人、計300人を対象に、喫煙に関する意識などを聞いた。

喫煙歴は86%が10年以上で、未成年の時から吸っている人も29%いた。児童・生徒の喫煙はほとんどの人が「良くない」「見つけたら注意する」と回答。その一方で、教師の喫煙については「教育者として吸うべきではない」は10%で、90%の人は「別に構わない」と答えた。喫煙に後ろめたさを「感じる」は31%、「感じない」は69%だった。

喫煙に対する周囲の反応では、職場、児童・生徒共に「特に何も反応はない」が6割を超え、「禁煙するよう言われている」や「悪い印象を持たれている」を大きく上回った。児童・生徒に与える影響では「受動喫煙」(37%)を気にするものの、「児童・生徒が喫煙に関心を持ってしまう」(20%)などは「特に気になることはない」(27%)より少なかった。

免職処分を明文化 大阪府教委

大阪府教委は3月30日、飲酒運転やわいせつ行為など重大な非違行為をした教職員を懲戒免職とする処分基準を定め、4月1日から適用した。

府教委では従来、飲酒運転について原則として懲戒免職としていたが、府人事委員会への不服申し立てで処分が軽減される例が相次いだことから、処分基準を明文化した。

飲酒運転に関しては、酒酔いや酒気帯びの状態にかかわらず免職とするが、酒気帯びで一定の情状が認められるときには停職とする場合があると規定している。このほか免職処分になる行為として、児童へのわいせつ行為、公金の横領や窃盗、詐取、公務外での窃盗や児童買春も対象としている。

ネットに「先生はAV出演」と書き込みー北九州の高校生送検

自分の通う高校の男性教諭がアダルトビデオに出演していたと、インターネットの掲示板にうそを書き込んだとして、福岡県警門司署は7月19日、名誉棄損の疑いで北九州市の高校3年の男子生徒(17)を書類送検した。容疑を認め「先生が嫌いだった」と話しているという。

調べによると、生徒は昨年12月28日、携帯電話からネットに接続。自分の高校に関する掲示板に、教諭の実名を挙げ「AVにでてた!Hしたことがある!酔わせて無理に性行為した!」などと虚偽の書き込みをした疑い。

教諭から同署に被害届があった。生徒はこの日以外にも数回、教諭の名誉を傷つけるような内容の書き込みをしていたという。

(教育社会トピックス「参考・関連」資料等)

朝日・毎日・読売・産経・西日本・中日・河北新報等の報道各紙、新聞通ネット(<http://www.shinbun2.net/>)、
「内外教育」(時事通信社)、文部科学省・警察庁等の政府機関のHP、教育研究機関等のHP、都道府県教育委員会等のHP等の発表資料 *

教育の論理に基づく教員身分保障制度構築の必要性

教育公務員特例法の制定経緯の検討から

横浜市立大学助教授

高橋寛人

この論文は、日本教育学会誌『教育学研究第73巻第1号』（2006年3月季刊）で発表されたものである。筆者は、「教育公務員特例法による教員の身分保障は、その基盤を政治からの行政の独立という原理においたものであるが、それは本来のあり方ではない。教員は、教員であるがゆえに身分が保障されるべきなのであり、国立、公立、私立に関係ないはずである。今こそ、すべての学校教員を対象として、教育の独立の論理に基づく身分保障の制度が構築されなければならない。」として、戦後当初、田中耕太郎の構想に基づいて『教員身分法案』が立案され、教員への高度な身分保障のあるべき姿が示された教育公務員特例法制定過程の検討を、この論文で綿密に行っている。

教育基本法の改定案が国会で審議されている今日の教育課題と関心にこたえる意義深い論文として今回、高橋寛人先生に本会報への掲載を依頼したところご快諾をいただいた。心から御礼申し上げます。

本号の「教育論壇」でふれた1947年、教育基本法が作られた際に発行された「教育基本法の解説」(著者「(文部省)教育法令研究会」、監修者・文部省調査局長辻田力・東京大学教授田中二郎)とあわせ読むと、その立法意思と背景が教育公務員法制定にかかわった田中二郎教授らと重なり良く理解できる。(編集部)

戦後当初、教育公務員特例法の前身として、田中耕太郎の構想に基づいて「教員身分法案」が立案されていた。これは、国、公、私立を問わず、また、大学教員だけでなく初等・中等学校の教員にも高度な身分保障を行おうとするものであった。

しかし、CIEは私立学校教員を含めることに強く反対した。GS公務員課は、国家公務員法と地方公務員法で十分であり、教員身分法などは全く不要であるとした。日本側がねばり強く交渉して教特法の成立にこぎ着けたが、その間に「教員身分法案」は公務員法の特則に倣小化され、内容も大幅に削られてしまったのである。

教特法による教員の身分保障は、政治からの行政の独立という原理に基盤をおいたが、それは本来のあり方ではない。教育の独立の論理に基づく身分保障の制度が今こそ構築されなければならない。

序

国公立大学は法人化により、教員人事を教授会や評議会の主体によって行うという教育公務員特例法(教特法)の条項の適用がなくなった。周知のように、国家公務員法・地方公務員法は、一般の公務員について身分保障を定めている。教特法は大学教員について、それに加えてさらに高度の身分保障をしている。法人化によって公務員でなくなるに伴い、身分保障が失われたのである⁽¹⁾。

私立大学の教員と同じになるのだが、考えてみると私立大学教員の地位が法律で保障されてこなかったこと自体が不思議である。政治的権力や社会的権力等々に都合の悪いことであっても、真理を明らかにし、世に広めることが大学の重要な役割のひとつであり、それを果たすためには、大学教員の身分保障が不可欠である。

ところで、敗戦から教育公務員特例法の制定までの間、文部省内では、教員の任用、分限、服務、懲戒、研修等に関する法律の草案が何度も作成されては修正されていった。文部省は当初、国公法・地公法の特例ではなく、教員の特殊性をふまえた、私立学校の教員を含む教員全般についての統一的な身分法を構想していた。しかし、これはGHQにより公務員法の特例に倣小化され、さらに特例の内容も次々と削られていったのである。

本論文は、教特法の身分保障規定の成立過程とくに当初の文部省構想とそれが削られていった事情を、文部省当局、GHQの関係部局をはじめ、同法に影響を与えた諸関係者・関係団体の見解を明らかにすることを通じて解明する。そのために、『戦後教育資料』、「辻田力文書」、国立公文書館所蔵の関連文書、*CLE Record*, *GS Records*, *Trainor Collection*などの第一次資料を検討する。そして、制定経緯をふまえて、教特法の問題性を明らかにし、教員の身分保障について将来に向けた提案を行う。

教特法の制定過程に関する先行研究として、羽田貴史、久保富三夫の研究があげられる⁽²⁾。羽田の研究は、日本側の史料を緻密に分析した実証的な研究である。しかし、GHQ文書が日本で利用可能になる前の研究で、占領軍側の文書を用いていないため、文部省とCIEとの折衝や法案をめぐるGHQ内部での対応が解明されていない。また、主に47年7月までが対象となっており、以後の経緯が不明である。実は、その後の1948年1月に、教員に対する公務員法の特則の必要性自体がGHQにより否定される。これに対して文部省側がねばり強く必要性の主張を行った結果、ようやく法案の成立にこぎ着けたのである。大学教員の特則もこの時期につくられた。

久保の研究は、教特法の研修条項の形成過程を、日本側及び占領軍側の膨大な第一次資料を駆使して解明した実証的な研究である。研修条項を取り上げた研究は他にも見られるが、身分保障の問題を検討したものではない。

I 初期教員法案の内容

ではまず、文部省でつくられた当初の構想から見ることにしよう。

法案の体裁をとった最初のプランは、1946年12月の「教員身分法案要綱案⁽³⁾」である。同要綱案は、教員の特殊性を尊重した内容の豊富なものであった。まず、私学教員も特殊な官吏として法案の対象に入れる。そして、大学教員も大学以外の教員も区別せずに規定するというものであった。要綱案は教員の身分保障に関して、本人の意に反する免職・休職・減俸等は教員審査委員会の審査によらなければならないと定め、教員の身分を強く保障しようとするものであった。そして、その反面として、職務能力の著しく劣る教員を排除するための定期審査制度を盛り込んでいた。また、教員独自の服務規律を設け、研究の自由を規定し、研究費を支給するというものであった。他方、労働三法の適用排除、争議権の否認、教員連盟の設置を盛り込んでいた。

教員の身分保障を高めるという構想は、上記「教員身分法案要綱案」の作成に先立って、文部省内においてすでに固まっていた。要綱案の4か月前の8月20日付「教育行政刷新要綱案⁽⁴⁾」は、田中耕太郎が中心になって進めてきた教育行政の改革案をまとめたものである。そこには、「教師の身分保障」の項が置かれ、次のように記された。

「教育の自主性を擁護するため教師の身分を保障しその意に反して退官休職及び減俸されないことにすること」「不適格者の整理、停年及び懲戒に関しては別に考慮すること」教育の自主性擁護の観点から教師の身分保障を行うこと、そして同時に不適格者の排除が考えられていたのである。

8月22日付の「学校教育法要綱案⁽⁵⁾」は、教育基本法と学校教育法をあわせたようなもので、いわば「学校教育基本法」あるいは「学校教育根本法」の要綱案という内容であった⁽⁶⁾。その15条は「学校長及教師は学校教師身分法(仮称)の規定に依るの外懲戒処分を受け又はその意に反してその職を免ぜられることはないこと」と、身分保障を目的として教員身分法を構想することが示されている。そして、20条は「私立の学校の学校長、教師及其他の職員は公務員としての取扱を受けること」となっており、私立学校の教員も公務員として扱うという構想が、ここにすでにあらわれているのである。

翌月末に文部省内でまとめられた「学校教師(員)身分法に関する問題点⁽⁷⁾」は、「教員について、司法官等の場合と同じく一般官吏以上の身分の保障を図る必要」と箇条書きで記している。そして、12月12日の教育刷新委員会(教刷委)第6特別委員会の第1回会議では、後述の田中二郎が、「一般の官吏と……裁判官の身分の保障との中間位の所に持って行くというような身分の保障は必要じゃないだろうか⁽⁸⁾」と文部省の立場から説明している。翌1947年4月4日に、教刷委は「教員の身分、待遇及び職能団体に関すること」の決議を採択する。これは上記の文部省構想を基本的に追認するものであった。

初期の文部省構想の中心は教員審査委員会制度であった。これはいかなるものであったのだろうか。教員審査委員会には2つの機能があった。第一は、不利益処分の事前審査で、教員の身分保障を目的とするものである。第二は、定期審査で、不適格教員を排除しようとするものであった。第一の事前審査は、任命権者が、免職、降任などの不利益処分を行おうとする場合には、事前に教育専門家によって構成される教員審査委員会の審査を経て、同委員会が不利益処分を相当と認めない限り、処分できないというものであった。他方、第二の定期審査は、7年ごとに個々の教員の職務能力を上記教員審査委員会が審査し、「著しく不適当な」教員を排除しようとするものであった。

事前審査も定期審査も、教員の意に反する地位の変更、能力評価を、任命権者の独断に委ねるのではなく、教育専門家からなる委員会の判断に基づいて行うというシステムであった。

では、以上のような構想は、いったいだれの考えによるものであったのだろうか。

田中耕太郎・田中二郎の身分保障構想

「教員身分法案」のプランは、当時文部省の学校教育局長であった田中耕太郎の構想をもとに田中二郎が関与してつくられたものであった。田中耕太郎とは、戦前東大法学部教授、戦後は1945年10月より文部省学校教育局長を兼務、1946年5月から翌年1月まで文部大臣、その後参議院議員、最高裁判所長官、国際司法裁判所判事となった人物であり、田中二郎は、東大法学部教授、最高裁判事を務めた行政法学者である。田中耕太郎は、教育はどこまでも真理に基づいてなされるべきであるから、裁判官と同じように教師にも身分保障が必要であるという信念を持っていた。

田中耕太郎が、司法権の独立になぞらえて教育権の独立を唱えたことはよく知られている⁽⁹⁾。司法権の独立とは、立法権、行政権からの分離をいう場合があるが、狭義には、裁判官が個々の裁判にあたって、上司の命令に拘束されず、独立してその職責を果たすという職権の独立をいう。そしてそのために裁判官には厚い身分保障がなされているのである。教師にも、国公立学校を問わず、

また、大学教員であると初等中等学校の教員であるとかかわらず、同様の身分保障が必要であるというのが、田中耕太郎の考え方であった。この考え方は、田中耕太郎の多くの著作の随所に見ることができる。例えば、1947年9月27日に脱稿され、翌年3月に刊行された『新憲法と文化』には次のように書かれている。

「教職員の身分は、それが官公吏の地位にある場合においても、一般官公吏とはその趣きを異にし、むしろ司法官のそれに接近するのである。従って将来公務員法が立法せられる場合においても、教員についてはその特別の地位に鑑み、

特別法一現に文部省において教員身分法が準備せられつつある - を制定する必要がある⁽¹⁰⁾。」

田中二郎は田中耕太郎の要請で、1946年7月から文部大臣官房の囑託、翌月末より文部大臣官房審議室参事となり、田中耕太郎文政が終わるまで、東大教授のかたわら文部省で教育基本法や教員身分法の立案作業に携わった⁽¹¹⁾。定期審査は田中二郎の考えに基づくものであった。田中二郎は後に大学教員の審査制度の導入を自ら主張したことを述べている⁽¹²⁾。実際、1946年12月13日、教員の身分・待遇等を審議した教刷委第6特別委員会の第2回委員会において、田中二郎は任期制の検討を提案した⁽¹³⁾。

これに対し、渡辺錬蔵主査(元東京帝大教授、元東京商工会議所理事)、牛山栄治委員(青年学校長)らが反対した。渡辺は、「任期と云うと、これは選挙で出て来たものでなし、地位が余り不安定になるように思う」と反対し、かわりに「或は教育委員会で再審査する。例えば10年目毎にもういっぺん再審査するとか……を5年とか10年にやるというようなことも考えられる」と述べた⁽¹⁴⁾。牛山は、任期制の問題点を次のように指摘した。

「教育委員会が、本当に民主的に自覚した公正な委員会が組織されれば宜いが、……無理な人事が行われて、官僚に統制された時代の方がどれだけよかったか分らんというような反省がきっと随分起るのじゃないかと思えます⁽¹⁵⁾」「10年目にやるということになると、校長がああ教員は愈々10年目が来たから、あいつを落としてやろうというので、公正な考えからでなく、そういう風なことで落すチャンスがあるのだということになる⁽¹⁶⁾。」

このような意見により、12月21日の第5回委員会では、教員の任期制ではなく定期審査制度に改められ、議論は審査期間の問題に移った。委員から5年と10年の案が出され、渡辺主査がその中間をとって7年を提案したところ、それに異議は出されなかった⁽¹⁷⁾。

以上のような議論をふまえて、初めて法案の体裁をとった前記1946年12月の「教員身分法案要綱案」が文部省内でつくられたのである。

教員身分法・教特法担当の文部官僚は宮地茂であった。宮地は、広島県福山師範学校、広島文理科大学を卒業して、1941年4月から1年余り新潟師範学校の教諭を務めた異色の経歴を持つ。1942年に高等文官試験に合格して文部省に入省し、戦後1946年8月から調査局審議室(12月より審議課)に配属、この時32歳であった。田中耕太郎が1947年1月に文相を辞任し、田中二郎が文部省に関わらなくなっただけからは、宮地が中心となって法案の成立に尽力するのである。

さて、教員身分法案は、教育公務員の任免等に関する法律案、教育公務員特例法案へと変遷して行く。その過程は、教員身分法案の変質と内容の削減であった。以下、その事情を見ていこう。

国公法による教員法案の変質

CIEは、上述のような文部省と教刷委の構想に対して、“米国教育使節団報告書に書いてないから教員法は不要だ”という姿勢をとった。CIE側の窓口は教育行財政系のルーミス (Arther K. Loomis)であった。宮地茂は次のように回想している。

「教育公務員特例法は初めから相手にしてくれないわけ、ルーミスが。「そんなよけいなことはいらんのだ」と。それで私は嫌われましてね、「おまえは来なくていいんだ、報告書に書いてないじゃないか」と言うんです⁽¹⁸⁾。」

そして、文部省が1947年4月28日付で作成した法案⁽¹⁹⁾では、教員連盟に関する規定が削除された。すなわちこの構想が断念されたのである。この時点でのGHQの労働政策においては、争議権をもたない教員連盟などというものが認められる余地はそもそも存在しなかった。

しかし、教員身分法構想は、さらにGHQの強い反対にあって頓挫する。最大の障壁はCIEではなく、GS(民政局)公務員課であった。日本の公務員制度を改革するために、フーパー (Blaine Hoover)を団長とする対日合衆国人事行政顧問団が来日し、公務員制度改革に関する勧告書を提出した。フーパーは、アメリカ・カナダ人事委員会協議会会長を務める大物であるにもかかわらず、この後GS公務員課長に就任し、日本の公務員制度改革に極めて大きな影響を与えることとなった。そして、1947年6月11日に国家公務員法(国公法)のいわゆるフーパー草案が日本政府に提示される。フーパー草案の考え方は、できるだけ多くの公務員に同一の公務員法を例外なく適用しようとするもので、国公法の特例を制定することに否定的であった。

ところで、公立学校教員はこの時点でも、「当分の間」これまでと同様に官吏のままであった⁽²⁰⁾から、地公法ではなく国公法の適用を受けるのであった。教員について国公法がそのまま適用されることに危惧を抱いた文部省当局は、教員を一般職から外して特別職とすることによって⁽²¹⁾国公法の適用を逃れるよう再三要望したが、GS公務員課が認めないため実現しなかった。

すでに1947年5月中旬以前から、ルーミスは文部省に対して、私学教員の公務員化にCIEが反対であることを文部省に伝えていた。CIEの見解は、戦後私学の自諮が大幅に拡大されるべきであるから、政府は教員免許状についてのみ関与すればよく、人事のあり方については、私学団体などを通じて自律的に決めるべきだというものであった⁽²²⁾。加えて、上述のように国公法案が、国公立学校教員に適用されることとなったのである。

そこで、1947年7月14日付の教員法案⁽²³⁾では、私学教員も国公立学校教員と同様に規定するという構想が断念された。つまり国公立学校の教員のみを対象とする公務員法の特例となった。ここで教員法案は大きく変質したのである⁽²⁴⁾。

その後、フーバーは7月からしばらくアメリカに帰国する。この間、GSのケーディス(Charls L. Kades)次長の承認の下に、フーバーの方針に反して、国公法フーバー草案を日本の実情にあわせて修正してよいということになり、法案の日本化が進められる。そのような中で、国公法の附則に同法の特例を認める条文が置かれ(13条)、成立した国公法には、次のように教員も例示された(下線部参照)。

「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検察官その他の一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。但しその特例は、この法律第1条の精神に反するものであってはならない。」

さて、9月8日付の教員法案⁽²⁵⁾では、研究・教育の自由に関する条項が消える。従来の法案には、「教員は研究及び教育の自由を有する。但し、教育については、法令に別段の定がある場合には、それによらなければならないこと」といった規定があったのだが、ここで削除されたのである。

GHQによる特例法の否認と文部省による必要性の主張

国家公務員法は10月16日に成立した。ところが、同月日本に戻ってきたフーバーは、成立した国公法が様々な点で、当初のフーバー草案とあまりにもかけ離れていることを知って激怒し、フーバー草案に戻す努力、すなわち国公法の改正作業に着手する。

国公法の改正作業が進められる中、GS公務員課とCIEとの間で教員法に関する検討が始められる。1947年12月5日にGS公務員課次長のマッコイ(W. Pierce MacCoy)とCIEのルーミスが協議して、教員法案の起草方針を決めた。それは、国公法を基盤とする、公立学校教員は地方公務員とする、簡潔なものとするものの3点であった⁽²⁶⁾。この方針に基づいて文部省が作成した12月27日付法案⁽²⁷⁾では、教員独自の服務規律に関する規定がなくなった。これまでの法案では、「師表たるにふさわしい」態度や教育法令遵守などを規定していたが、国公法の定める服務規律で十分であるということになったのである。また、大学教員と大学以外の教員を区別せずに一律に規定することを断念し、さらに大学以外の教員の定期審査も断念したのであった。マッコイとルーミスが12月27日付法案を検討した結果、定期審査のみならず、意に反する免職・懲戒等の事前審査制度も不要だということになった⁽²⁸⁾。

このように、文部省の立案した教員法の内容が次々と否定される中、翌1948年1月14日のマッコイ、ルーミスの会合では、そもそも教員法を制定する必要がないという結論になり、それを文部省に伝えたのである⁽²⁹⁾。宮地の上司であった西村巖審議課長は回想録の中で次のように記している。

「国家公務員法の中、それがそのまま教育に適用されれば教員の十分な職能發揮に不利と考えられる点を排除する趣旨で、並々ならぬ苦心のもとに、われわれに充分納得出来る草案を作って宮地氏とわたくしは司令部のルーミス氏のところへ出かけていった。(中略)ところが、あに図らんやルーミス氏は意外にも教員の身分は国家公務員法で十分に保証されている、いまさら屋上屋を架せるようなこんな法律は不必要だとまさに剣もほろろの挨拶であった⁽³⁰⁾。」

これに対して、文部省はあくまでも教員法が必要であると、CIEに対して主張していく。西村は続けて次のように述べている。

「われわれは何とかしてCLEを納得せしめて何等かの打開策を講じなければならぬと筆紙に尽せぬほど苦心して対策案を練った。(中略)持久戦で粘り強くやろうと二人(西村と宮地—引用者注)の間の相談が決して再びルーミス氏と交渉を開始した⁽³¹⁾。」

そして2月6日、文部省は、The Reasons why Educators' Public Service Law should be enacted⁽³²⁾(以下、「The Reasons」と略記)と題する英文の文書をCIEに提出する。これは、文部省側が教育公務員の特質を述べて、教育公務員独自の法律を制定すべきことを力説したものである。「The Reasons」は、本文13ページ、ほかに使節団報告書の関連部分の抜粋、1947年4月4日の教刷委の決議「教員の身分、待遇及び職能団体に関する事」などが資料として加えられ、総計30ページにのぼるものであった。

「The Reasons」が教員の身分保障を必要としている理由を見よう。まず、大学教員の場合について、免職・降格などの不利益処分をめぐって以下のように主張した。

「従来……行政官の恣意的判断により思想的に不都合ありとの名目の下に - 部教授が大学を追われ、もって学問の自由が侵害されたことがあった。今後は大学自身の事前の自主的な判断に基いて処分を行うこととしなければならないと思う。それが大学の自治を尊重するゆえんでもある。」

学問の自由・大学の自治の観点から、任命権者すなわち文部大臣や首長ではなく、大学の自主的な判断によるべきことを述べている。

小中高等学校等の教員の場合は、教員数が多いために、任命権者が個々の教員の職務実績・能力を把握することが大学以上に困難であるから、単独で人事権を行使するのはいっそう不適當であることをあげ、さらに以下のように記している。

「教員は、教育そのものについては、法令の範囲内で、創意と工夫をもって自主的にこれをなすべきであって、その限りにおいて上司の職務上の命令に従い、単に意見を述べることができる一般公務員の責任に対して特殊なものをもっているのである。これが教育基本法第10条にいう教育が不当な支配に服することなく国民に対し直接に責任を負って行われるべきであるという精神であると思う。」

教基法10条を根拠に教職の独立を主張している点が注目される。続けて、教員審査委員会の審査に基づいて教員の処分を行うべきことを述べた。

「任命権者が一方的に独断的に判断して処分を行うこととなれば、教員は任命権者又はその系統に属する行政官の機嫌を伺ひ、卑屈になるおそれがある。第三者的な公正な機関によって慎重な事前審査を受けて処分されるということになれば、教員は安んじて法令の範囲内において自己のよいと信ずる教育を行うことができ教育を澁刺たらしめ、もって教育の向上を期することができるようになるのである。従前も懲戒委員会があって、事前審査をしていたが、教員の場合は、以上の理由によって、この制度を特に存続させる必要があり、更にその委員会の構成を民主的にし、又、教員のことのよくわかる人を入れるべきである。」

教員の不利益処分は、任命権者の独断によるのではなく、教育専門家によって構成される第三者的な教員審査委員会の審査によってなされるべきことを主張したのである。“The Reasons”は他に、教員の採用は競争試験ではなく選考によるべきこと、研修を積極的に規定すること、研修費の支給、結核性疾患による休職期間の延長等について、国公法と別の規定が必要であることを述べている。また、勤務評定の箇所、次のように「定期的判断」と記していることが注目される。

「所轄庁の長は、大学教員の執務状況に明るい大学教員自身の自主的且つ厳正な定期的判断を基礎として勤務成績の評定を行い、その結果に応じた適当な措置を講ずるようにした方がよい。」

これは、従来から文部省が構想してきた定期審査制度の妥当性の主張であった。しかし、2月12日、ルーミスは教員法が不要だと繰り返したのである⁽³³⁾。それでも文部省担当者は、CIEの関係者に教育公務員法の必要性を主張し続ける。3月5日に「教育公務員法要綱案⁽³⁴⁾」を作成、8日にその英訳 The Gist of Educators Public Service Law (Temporary Appellation)⁽³⁵⁾をルーミスに提出した⁽³⁶⁾。このとき、ルーミスは教員法の制定自体に反対しなくなった⁽³⁷⁾。

V 大学教員に関する特例条項の作成経緯

ところで、3月5日および8日の法案は、これまでと違って、大学教員に関する条項をもりこんではいなかった。それまで、教員身分法・教育公務員法のCIE側の担当係は教育行財政係であったが、大学教員に関しては高等教育係が担当となって、法案の検討に入っていたからである⁽³⁸⁾。

高等教育係は、日本側の大学関係団体に意見を求め、それを参考に法案を作成する。3月2日、CIE高等教育係のイールズ(Walter C. Eells)は、大学基準協会会長和田小六に対して、大学教員に対する国公法の特則について、協会で検討するよう求めた⁽³⁹⁾。大学基準協会はすでに1月に「教員身分法に関

する意見書」を作成し、そこで教員の定期審査に強く反対していた。

同協会はさらに3月17日の大学行政研究委員会で「大学教員身分法要綱」と「大学自治法」をまとめ、文部省とCIEに提出した⁽⁴⁰⁾。そこでは、大学教員の任用・解職について「教授会に諮りその賛同を得ることを要する」としたのである⁽⁴¹⁾。

次に全国大学教授連合の意見書を見よう⁽⁴²⁾。3月3日、CIE高等教育係のマグレール(Thomas H・McGrail)は、全国大学教授連合会長の南原繁に対し、高等教育機関の教員を対象とする規定を、国家公務員法と別に作成すべきかを検討するよう指示した⁽⁴³⁾。同連合は、同月20日の評議員会で、大学教授の身分法に関する意見書⁽⁴⁴⁾を決議し、文部省・CIEに提出した⁽⁴⁵⁾。この意見書は、大学教授が、その意に反して降任、休職、免職または懲戒を受ける場合を、定年退職と教員としての適格性を欠く場合の2つに限定した。適格性の審査の方法については、定期的に審査することには反対した。かわりに、学長あるいは学部長または5分の1以上の教授の要求があった場合に審査を行い、教授会の構成員の3分の2以上の議決があれば降任・免職されるという手続きを提案した。その理由を以下のように記している。

「大学教授の適格性の有無は短期間に於ける研究の外形的な成果によって判断することはできない。結局、その審査をするものは教授会自身であることを必要とし、又審査する時期はこれを一律に定めることなく学長(部長)又は一定数の教授の申出のある場合に限るのを適当とする。」

さて、教刷委では、3月19日の第61回総会以降、大学管理のあり方が問題になり、大学の自由、自治のあり方を議論していた。その結果、「大学の自由及び自治の確立について」を4月9日の教刷委第64回総会で決議した。この中で、国・公立大学の教員の人事について「さきに本委員会が決議した教員に関する身分法に基くこと」と記した。

この決議とは、1947年4月4日に教刷委が採択した前記「教員の身分、待遇及び職能団体に関すること」で、教員審査委員会による定期審査と、本人の意に反する免職・転職に関して教員審査委員会の事前審査を行うとしていた。これは既述のように初期の文部省構想をそのまま反映するものであった。しかし、「大学の自由及び自治の確立について」の決議は、大学教員について、「その任免に関しては、教授会が選定した者について当該大学長の具状に基き主管大臣が発令すること」と記している。この段階では定期審査や教員審査委員会に関する積極的な提言は行わず、教授会が実質的に人事の決定権を持つべきだというものになったのである。

5月14日、文部省とCIE高等教育係の会合で、マグレールは大学教員の特則の条項案⁽⁴⁶⁾を文部省側に示した。勤務時間、任用、昇任、免職、勤務評定の基準、休職の期間は各大学の「直接管理機関」が定めること、そして、勤務評定の結果に応じた措置と懲戒を「直接管理機関」が行うとするものであった⁽⁴⁷⁾。

このような内容は、前述のような日本側の大学関係団体の見解を反映するものであった。これをもとに文部省は5月17日、大学教員に関する規定を作成した⁽⁴⁸⁾。その主な内容は、教員の選考は、各大学の教授会または評議会の定める基準により、教授会または評議会が行うこと、教授会または評議会の定める事由による場合でなければ、その意に反して免職・降任されないこと、学長の申出によらなければ懲戒処分を受けることはないことであった。

既述のように、当初文部省は、小・中・高校教員と大学教員を含めて、教員審査委員会による7年ごとの定期審査を行うことを構想していた。

1947年12月27日付法案以降、小・中・高校教員の定期審査はあきらめたが、大学教員の定期審査についてはなおその必要性を主張していた⁽⁴⁹⁾。しかし、CIE高等教育係の示した法案には定期審査制度はもりこまれなかったのである。

先に見たように、大学基準協会や全国大学教授連合は教員の定期審査制度に強く反対した。教刷委もこの段階では定期審査に積極的ではなかった。

GS公務員課もCIEも反対していた。そこで、文部省は1948年5月18日付の法案⁽⁵⁰⁾で、大学教員の定期審査を断念したのである。翌19日、CIE側の担当者として、マグレールの他にイールズも含めて文部省との会合が開かれた。文部省側は大学教員に関する規定を示し、CIE高等教育係の承認を得たのであった⁽⁵¹⁾。

その後、6月5日の法案⁽⁵²⁾では研究費⁽⁵³⁾(研修費)を支給するという規定を断念した。ただし、これはCIEやGS公務員課ではなく、大蔵省の強い反対によるものであった⁽⁵⁴⁾。CIEがようやく教特法の必要性を認めるようになったとはいえ、法案の内容は次々とそぎ落とされた。その結果、極めて簡略化されたものになっていた。宮地茂は次のように述べている。

「『法三章でいい、そんなにごちゃごちゃ書いてくるな』と言われたこと、それから、『地方公務員の教員は任命権者が教育委員会だから教育委員会法に任せればよい、おまえがそんな余計なことをやらなくてよい』とルーミスが私に言った。(中略)要するに教育委員会法で書けばいいんだと、必要なことは国家公務員法や地方公務員法に書いてある。特例だから簡単にやれと⁽⁵⁵⁾。」

教特法に対するCIEの支持とGSの反対

さて、GS公務員課は、6月10日に国家公務員法の改正草案を日本側に提示した。GS公務員課の改正案は、前記附則13条に定める国公法の特例条項中から教員の例示を含む下線部分を削除するというものであった⁽⁵⁷⁾。つまり、教員等について国公法の特例はつくりたくないというのであった。

「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検察官その他の一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律

の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。」

他方、教員法の制定を認めるに至ったC I Eは、G S公務員課に対し、教員法の制定を働きかけるようになる。その理由は、そもそも、教員法案の内容が次々と削減されて、内容が乏しくなっていたこと、また、教員の採用について一般の公務員のように競争試験によることは不適當であることがあげられる。さらに、11月に教育委員会が発足するが、この時点では地方公務員法は未制定であった。そのため、公立学校教員は教員法が制定されないと従来同様官吏のままとなり、官吏であれば文部大臣が人事権を持つことになる。教育委員会をつくって、教育行政の分権化を行おうというのに、教員人事が分権化されないことになってしまう⁽⁵⁷⁾。加えて、大学についても、教員人事を各大学が教授会を中心に自主的に行うという明文上の規定ができないまま、新制大学の誕生を迎えてしまう恐れが生じるからである⁽⁵⁸⁾。

C I Eの説得によって、G S公務員課はようやく教員法を承認する。とはいえ、国公法に特例をつくることに消極的なG S公務員課は、できる限り国公法を適用させたいと考えて、教員法案中に国公法に「従属する」旨の規定を付加することを条件に、しぶしぶ「暫定法」として認めたのである⁽⁵⁹⁾。そこで、6月30日に国会に上程された「教育公務員の任免等に関する法律案」の1条2項は次のような規定となった。

「この法律に定める規定は、すべて、国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は別に地方公共団体の職員に関して規定する法律に定める規定に従属するものとする。」

ところが、この法律案上程後、マッカーサー書簡に基づく政令201号の制定に伴って国公法が改正されることになった。そのため、国公法改正にあわせて再度修正のうえ改めて上程することとなり、撤回される。法案の名称も「教育公務員特例法案」となる。その間、G S公務員課は10月22日に、上記1条2項の「従属する」という、G S公務員課が自ら付け加えさせた規定にかえて23条2項を付加するよう主張した⁽⁶⁰⁾。条文の文言をめぐってL S（法務局）との間での紆余曲折を経て、結局同条項は次のようになった。

「この法律中の規定が、国家公務員法の規定に矛盾し、又は抵触すると認められるに至った場合は、国家公務員法の規定が優先する⁽⁶¹⁾。」

この条文はそのまま読めば、特別法優先という法の一般原則に反して、国公法や地公法という一般法を、教特法という特別法に優先させるとするものである。だが、それでは、そもそも教特法の存在自体が無意味になってしまうのである⁽⁶²⁾。とはいえ、1948年12月8日に教育公務員特例法案が上程され、12月14日に成立、1949年1月12日に公布されたのである。

結：教育の論理に基づく教員の身分保障の必要性

以上のような経緯により、小中高等学校教員の身分保障は国公立の場合のみが対象となり、しかも教育公務員特例法ではなく、公務員法の規定による身分保障となった。そもそも公務員はなぜ身分保障がなされるのであろうか。それは、政治からの行政の独立を確保するためである。選挙で首長がかわった場合、それまでの役人を新首長好みの職員に取り替えることは、様々の国々で昔からしばしば行われてきた。選挙で応援してくれた人に見返りとして公務員のポストを与えることもあった。これを獵官制 (spoils system) という。

副知事・助役等一部の高官が政治的に任命されるのはともかく、部課長さらには係長やその他の職員までもが政権交代とともに交替させられるということになれば、公務員は自分の地位を守るために政治的にならざるを得ない。政治は民意に基づいて行われなければならないが、行政の使命はそれを効率的に推進することである。

本稿で検討してきたように、戦後当初の教員法構想は、教育の独立の見地から、教員の身分保障を強化しようという田中耕太郎の考えに基づくものであった。それは、教育の専門家による独立性の強い教員審査委員会を作り、この委員会の事前審査によらなければ、教員の意に反する免職、降任、休職等の処分を行えないとするものであった。また、初期法案における定期審査制度は、そもそも田中二郎の提案した任期制が、批判を受けて修正されたものであった。初期の教員法案は、国・公・私立を問わず教員全般を対象とし、教職の特性を尊重した様々な内容を持つものであった。しかし、GHQとくにGS公務員課の強い反対により、教育公務員のみを対象とする公務員法の特例に矮小化された。GHQはさらに教員の特例法自体が不要だと主張したが、文部省側が必要性をねばり強く繰り返した結果、GHQに認めさせるに至った。しかし、特例法の内容は、当初の日本側の構想よりも著しく乏しいものとなった。

ただし、大学教員の特則に関しては、大学基準協会や全国大学教授連合が、教員審査委員会ではなく教授会主体による人事を主張し、また定期審査制度に反対した。教特法の大学教員関係の条項には、こうした日本側の大学関係者・団体の見解が強く反映されたのである。

教特法による教員の身分保障は、その基盤を政治からの行政の独立という原理に置いたのであるが、それは本来のあり方ではない。教員は教員であるがゆえに身分が保障されるべきなのであり、国立、公立、私立に関係ないはずである。法人化により国公立大学教員の身分保障の法制度が失われた今こそ、戦後教員法立案時の原点に立ち返り、国公立を問わず、大学教員だけでなくすべての学校教員を対象として、教育の独立の論理に基づく身分保障の制度が構築されなければならない。

-
- (1) もっとも、公務員が身分保障されているからといって、どんなことがあっても免職されないというわけではない。民間においては法律に違反しない限り解雇できるのでに対し、公務員は法律に定める事由によらなければ意に反して降任、免職などの処分を受けないというものである。
- さらに、不利益処分に対し人事院、人事委員会または公平委員会に不服を申し立てできるのである。
- (2) 羽田貴史「教育公務員特例法の成立過程」その
I ~ (『福島大学教育学部論集教育・心理部門』第32号の3, 第34号、第37号、1980, 82, 85年)、久保富三夫「戦後日本教員研修制度成立過程の研究」風間書房、2005年。
- (3) 国立教育政策研究所所蔵「戦後教育資料」 V - 22。
- (4) スタンフォード大学フーバー研究所所蔵、
Trainer Collection, Box no.23。
- (5) 国立教育政策研究所所蔵『辻田力文書』15-36
- (6) 鈴木英一「学制改革の成立事情」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』第29巻、1983年、185ページ、古野博明「田中文政の成立と教育法の立案準備」(『戦後教育改革資料の調査研究』特別研究報告書、国立教育研究所、1985年)、51ページなど。
- (7) 前掲「戦後教育資料」 V-23。
- (8) 日本近代教育史料編集委員会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第8巻(岩波書店、1997年)446ページ。
- (9) この点については、勝野尚行『教育基本法の立法思想』(法律文化社、1989年)が詳しい。同書は、田中耕太郎の教育関係の著作を分析して、とくに戦後教育改革との関わりで、その思想を詳細に研究したものである。
- (10) 田中耕太郎・石井照久著『新憲法と文化・新憲法と労働』国立書院、1948年、103~104ページ。
- (11) 鈴木英一「戦後教育改革と田中二郎先生」『法律時報』1982年4月号、日本評論社、40ページ。
- (12) 田中二郎「教育基本法の成立事情」(『日本教育法学会年報』第3号、有斐閣、1974年)、241ページ、同「教育基本法30年」『季刊教育法』第23号、1977年4月、総合労働研究所、7~8ページ。
- (13) 前掲「教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録」第8巻、451ページ。定期審査制度は任期制とは大きく異なる。定期審査は、審査委員会によって法定の事項について教員の職務能力を審査し、免職の要件にあてはまると判断された場合にのみその地位を失う。これに対し任期制度は、一定の期間が過ぎれば、すぐれた職務実績・能力を有すると否とにかかわらず雇用関係が終了する。再任されるか否かは条件次第である。

- (14)前掲「教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録」第8巻、453ページ。
- (15)同前、455ページ。
- (16)同前、457ページ。
- (17)同前、498ページ。
- (18)宮地茂「教育公務員特例法制定時のこと」(『戦後教育史研究』第12号、明星大学戦後教育史研究センター、1997年)187ページ。
- (19)「教員身分法(学校教員法)要綱案」前掲『戦後教育資料』III-39。
- (20)地方自治法(1947年4月17日公布)附則8条、同施行規程69条。
- (21)法制上、公務員は特別職と一般職とに分けられる。前者は政治的な任用が行われる内閣総理大臣・国務大臣、選挙で選出される国会議員、行政権ではなく司法権に属する裁判官などである。特別職以外の公務員はすべて一般職に属する。
- (22)「教員の身分、待遇に関する問題の経過について」「私立学校を公務員にすることについてのCIEの見解」前掲「辻田力文書」4-1-1。
- (23)「国立、公立学校教員法要綱案」前掲『戦後教育資料』III-39「辻田力文書」4-1-1。
- (24)前掲「教育公務員特例法の成立過程」その二、34ページ。
- (25)「国立、公立学校教員法要綱案」前掲『戦後教育資料』V-24、前掲「辻田力文書」4-1-1。
- (26) Arthur K. Loomis, Teacher Status Law, 5 December 1947, CIE Records 5137(4). CE Records, GS Recordsの4桁の数字は Box no.を、括弧内は Folder no.を示す。
- (27)「教育公務員法要綱案」、前掲『戦後教育資料』III-39。
- (28) A.K.Loomis, Educators' Public Service Law, 31 December 1947, CIE Records 5137(6) .
- (29) A.K.Loomis, Educators' Public Service Law, 14 January 1948, 5137(8)、前掲『辻田力文書』4-1-16。
- (30)西村巖「文部省時代の思い出(その2)」『占領教育史研究』第2号、明星大学占領教育史研究センター、1985年7月、58ページ。
- (31)同前、58～59ページ。
- (32) The Reasons why Educators' Public Service Law should be enacted, CIE Records 5396(19)。国立公文書館所蔵「教育公務員特例法」第2冊所収の「教育公務員法制定の理由」は、この英文文書の和文である(前掲戦後日本教員研修制度成立過程の研究』142,183ページ)。
- (33) A. K. Loomis, Educators, Public Service Law, 12 February 1948, CZE Records 5138(2) .
- (34)前掲「教育公務員特例法」第2冊所収。
- (35) CZE Records 5605(5), Trainor Collection, Box no. 71.
- (36)前掲『戦後日本教員研修制度成立過程の研究』144ページ。
- (37)この日は、法案の作成は認め、法案中の教員に対する研修費の支給に反対と述べ

たのである。

- A.K.Loomis, Educators , Public Service Law , 8 March 1948, CIE Records 5360(6) , Weekly Report , 1 2 March 1948, CIE Records 5124(2) .
- (38) A.K.Loomis, Educators' Public Service Law , 8 March 1948, CIE Rec, 5360(6), Weekly Report , 1 2 March 1948, CZE Records 5124(2) .
- (39) W.C.Eells , Proposed Council of University Education , 2 March 1948 , CIE Records 5138(5)
- (40) 大学基準協会「会報」第3号、1948年11月、15, 57, 60, 71ページ。
- (41) 大学基準協会所蔵『大学行政研究委員会関係資料・昭和23年2月3日』所収。
- (42) 全国大学教授連合は、大学の教授、助教授と2年以上在職の専任講師を会員として、「大学に於ける研究及び教育の水準を高め、その自治を確保し、併せて大学教授の生活と理想とを向上させること」(全国大学教授連合規則第3条)を目的に、1946年11月に設立されたものである。
- (43) T.H.McGrail , Association Views on National Public Service Law, 3 March 1948 , CIE Records 5138(5) .
- (44) 全国大学教授連合『会報』第3号、1948年5月、4ページ。
- (45) 同前、1ページ、T、H・McGrail , Association Views on Teachers , Status Law , 2 6 March 1948 , CIE Records 5138(8) .
- (46) 1948年5月14日付 Educators' Public Service Law, CIE Records 5636(6)、
「大学教員についてのC・I・E(大学教育係)の意見(昭23.5.14マックグレイル氏手交)」(前掲『教育公務員特例法』第2冊所収)。
- (47) T. HMcGrail , Status of University Personnel under Educators' Public Service Law, 14 M a y 1948, CIE Records 5139(1) .
- (48) 1948年5月17日付「大学教員に関する規定(マックグレイル案を日本的にしたもの)」(前掲「教育公務員特例法」第2冊所収)。
- (49) 「大学の教員について7年毎の定期審査の制度を設けようとする理由」(前掲「教育公務員特例法」第2冊所収)
- (50) 「臨時教育公務員法要綱案」(前掲「教育公務員特例法」第2冊所収)。
- (51) T . H . McGrail , Status of University Personnel under Education Public Service Law , 19 May 1948, CIE Records 5139(2) , Weekly Report , 21 May 1948, CIE Records 5124(12) .
- (52) 「教育公務員の任免等に関する法律案」(前掲『教育公務員特例法』第3冊所収)。
- (53) 当初の法案以降1947年7月14日法案まで、研究費の条項が置かれた。8月19日法案以降いったん規定がなくなるが、12月27日法案で研修費として復活し、翌年5月24日法案まで規定されていた。
- (54) 前掲『戦後日本教員研修制度成立過程の研究』154ページ。
- (55) 前掲「教育公務員特例法制定時のこと」190ページ。

- (56) 人事院『国家公務員法沿革史』資料編Ⅰ、人事院、1961年、282ページ。
- (57) From A.K. Loomis to Chief of CI&E, Law Concerning Appointment and Dismissal of Educational Public Officials, 16 June 1948, CIE Records 5396(19). 教委法においては、公立学校の校長・教員は都道府県または市町村の職員となることを前提としたが、校長・教員の任免等に関する法律案が成立するまでの間、その身分の取り扱いについては、従来通り国の官吏として扱うこととしていた(95条)。したがって、それまで、公立学校官制または公立中学校、小学校及び幼稚園官制の適用を受けることとなっていた。例えば公立の小・中学校の校長は2級、教諭・養護教諭は2級または3級の地方教官が充てられ、「2級官吏の進退に関しては、文部大臣に具状するものとし、3級官吏に関してはこれを専行する」こととされていた(公立小学校、中学校及び幼稚園官制2～4条)。つまり、市町村教育委員会は校長・教員の人事権を全くもたず、都道府県の場合も、教委ではなく知事が文部大臣に具状することとなっていた。教員の人事行政については、教育行政の地方分権化も一般行政からの独立も行われてはいない状態のままとなるのである。
- (58) G.W.Peterson, Draft of Educators, Public Service Law, MEMORANDUM FOR Mr. Blaine Hoover, 8 June 1948, GS Records 2039(1) 当時、1級および2級の官吏の「進退二関シテハ文部大臣ニ具状」(帝国大学官制のち国立総合大学官制3条2項、官立大学官制3条2項、公立学校官制2条2項)することとなっていた。官・公立大学とも学長・総長は1級官、教授は1級官または2級官、助教授は2級官であったから、教特法が成立しなくては、これらの教員等の任免に関する大学の自治的権限は成文法上確立されないものであった。
- (59) Interim Legislation for Educational Personnel, 24 June 1948, GS Records 2039(1)、同旨、ACTIONS TAKEN BY GOVERNMENT SECTION, FOR 25 JUNE 48 GS Records 2039(1)。
- (60) W.P. MacCoy, MEMORANDUM FOR: Dr. J. Williams, Draft of the Law Concerning the Employment and Dismissal, etc. of the Educational Public Officials, 22 October 1948, GS Records 2204(11)。
- (61) この規定は、1950年12月の地公法制定時に、「国家公務員法」が「国家公務員法又は地方公務員法」と修正され、2003年の国立大学法人法の制定に伴い、37条にかわった。
- (62) 同条項の法律学的問題点については、有倉遼吉・天城勲編『教育関係法』日本評論新社、1958年、401～403ページが詳しい。
- [付記] 本稿は平成17年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。

The Necessity for Construction of Teacher Status Security System Based on Educational Independence in Japan

Hiroto TAKAHASHI (Yokohama City University)

The purpose of this paper is to explore the legislative history of Law for the Special Regulations Concerning Educational Public Service (LEPS) which was enacted in 1949 under occupation, as well as to study the early plan of the Ministry of Education. This paper will also explore how the plan has been changed , and discuss views on teacher status of the Ministry of Education, Civil Information and Education Section(CIE), Civil Service Division(CSD), the Japan University Accreditation Association(J U A A), the University Professors Association of Japan (U P A J) , and how they affected the law. Many Japanese and English historical documents were collected and examined. Reflecting on the results of these Studies , I point out problems and make a suggestion for the current teacher status.

The early Teacher Status Law was drafted on the basis of the idea of Kotaro Tanaka , a minister of education, who thought that teacher status should be stable. In the plan, dismissal or demotion of teachers against their will was conducted upon hearing the opinion of a teachers , inquiry committee whose members were appointed from among the persons of educational experience and information.

Jiro Tanaka , who was a professor of Tokyo University , suggested introducing the teaching term system , but it was criticized by the Japan Educational Reform Committee(JERC) . On account of this , it was transformed into a system in which a teachers , inquiry committee periodically evaluates teachers.

In the early plan , it was intended that not only national and public school teachers but also private school teachers be subject to the Teacher Status Law. This was strongly opposed by CIE and CSD , and resulted in the minister of education, who thought that teacher Ministry of Education changing the law into L E P S .

Moreover , G H Q denied the needs of the regulations. However, Shigeru Miyaji, a ministry officer in charge, persistently pointed out that it would cause obstacles if the Public Service Law alone should be applied to national or public school teachers . As a result, GHQ admitted the necessity for regulations on teacher status. J U A A , UPAJ and JERC stated that university and college faculty should be responsible for personnel administration , and that periodical professor evaluation was not necessary. Their requests were approved by CIE and

the section of university teachers in LEPS was regulated accordingly.

Status security of teachers by LEPS is based on the principle of independence of public administration from politics.

Teachers' status should be stable , not because of the needs for independence of administration but for independence of education.

Teachers must be independent in order to teach the truth, Not only national or public schools, but private schools also need to secure teacher status. After April 2004, the L E P S became ineffective on national university or college professors. It is now necessary for us to establish a new system to secure the status of teachers, based on the principle of independence of education , referring to the ideas of early plans after the Second World War which were studied in this article .

K e y word : Law for the Special Regulations Concerning Educational Public Service / teacher status / educational reform in occupied Japan / academic freedom / C I E or demotion of teachers against their will was conducted upon hearing the opinion of a teachers , inquiry committee whose members were appointed from among the persons of educational experience and information ,

日本の教育と司法における意見表明権否定の事例についての報告

大阪府立高槻南高校生59人による「子どもの権利条約」裁判

標記の報告は2005年10月、国連「子どもの権利に関する委員会」の委員長ら一行が来日した際に、高南「教育権」訴訟原告団の生徒らが行ったものである。原告団は、和文と英文の二つの報告を準備し、原告の多久和仁美さんが、直接に英文で報告スピーチを行い、本会報に掲載したこの英文の報告書も、国連「子どもの権利に関する委員会」に提出した。

会報「新世紀」第18号(2005年11月18日)で、多久和さんの英文報告スピーチを掲載したが、この正式報告書は、紙幅の都合で、19号掲載を見送り、本20号での掲載となった。英語への翻訳支援は、インスの加藤憲雄が行った。

国連「子どもの権利に関する委員会」

委員長 ヤープ・ドゥック 様

委員 ロタール・クラップマン 様

2005年10月15日

高南「教育権」訴訟原告団

団長 松尾 鷹志

事務局 山本 絵里

多久和仁美

谷岡 和美

折居 愛

はじめに

私たちは、子どもの権利条約の制定及びその後の各国における条約の実効性確保と定着のために、国連及び国連「子どもの権利に関する委員会」が果たしてきた役割と努力に、心からの敬意と感謝の気持ちをお伝えします。さらに、今、その先頭に立って活動しているヤープ・ドゥック(Jaap Doek)委員長並びにロタール・クラップマン(Lothar Krappmann)委員の来日と日本における活動に、心からの歓迎と期待の気持ちを表明いたします。

条約の理念と旗をかかげて運動した私たちの経験

私たちは、日本における第2の重要都市圏である大阪府において、2005年3月末をもって理不尽な理由で廃校とされた府立高等学校でかつて学んでいた生徒です。私たちの学校は、大阪府立高槻南高等学校といい、地域では「タカナン」と呼ばれ、深く愛された高校でした。廃校決定をした当の府教育委員の一人によれば、「府立高校の象徴的な存在」とまでいわれ、裁判の被告側証人さえも「優良校である」と証言し、生徒にも、地域住民にも大変愛された学校でした。

私たちは、大阪府による廃校決定に対して、子どもの権利条約に基づく「意見表明権」をはじめとする条文を拠り所に、2003年3月28日、大阪地方裁判所に、高校生59名が、父母121名の共同連署を持って、大阪府と知事を相手取り、廃校決定の処分取り消しと損害賠償を求めて提訴し、2004年9月10日まで、裁判を闘いました。提訴にいたったのは、道理のない廃校理由に加えて、地域を中心とする17万人近い反対署名と世論を無視し、生徒たちの意見表明権を認めようとしなかったからです。日本においては、近代教育史上、高校生によるこのような裁判はこれまでありませんでした。廃校反対の運動を通じて、子どもの権利条約は、私たちにとって、最大の拠り所、私たちの気持ちを支えてくれる真実の存在となりました。また、子どもの権利条約がなければ、このような訴えはできませんでした。

ヤープ・ドゥック(Jaap Doek)委員長並びにロタル・クラップマン(Lothar Krappmann)委員の来日の機会をお借りして、子どもの権利条約に定められた諸権利をめぐる日本における現状と問題点、条文に定められた権利の実効的定着のための課題を、教育と司法の場における私たち自身の体験を通じてお話できることを大変うれしく思います。

政府通知の「理念は一般的な定めに過ぎない」という制限の中で

わが国における政府当局と行政・司法上の問題点としては、これまでも条約に規定された権利を実行するための方策が、形式的、あるいは文言だけの倫理規定に終わり、権利の尊重と遵守への意欲と態度が見られないという批判が各方面からありました。とりわけ法律や政策を条約と調和させるための方策が極めて不十分なものに終わっていることが批判されています。

日本における子どもの権利保障へのもっとも障害となる要因は、子どもの権利条約に関する日本政府文部省(当時)の文部事務次官通知(1994年5月20日)の中にあります。子どもの権利条約第12条1の「意見表明権」について、同通知は以下のように述べています。

「5.本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一

一般的に定めたものであり、必ずや成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでを求めたものではないこと。」

すなわち、日本においては、子どもの意見表明権や学校参加権が、形式的、あるいは文言だけの倫理規定となっているのです。

裁判所に、子どもの権利条約を直接適用するよう求め提訴

私たちは、私たちの裁判において、この条約の各条文の権利と私たちの高校における学習と生活、廃校決定過程への参加等に関連して、私たちの主張の正しさと権利性を訴状や準備書面、証言や陳述を通じて明らかにし、裁判所が、判決を下すに際して、子どもの権利条約を直接適用するよう求めました。

もちろん、わが国の憲法や教育基本法、最高裁判例を権利保障の重要な基盤として、子どもの権利条約との関連性を明らかにして、その適用を求めたもので、日本の司法では、意見表明権については、初めての判断となりました。

私たちの裁判におけるこの訴えに関連する子どもの権利条約条文は、第3条（子どもの最善の利益）、第6条（生命への権利、生存・発達の確保）、第12条（意見表明権）、第13条（表現・情報の自由）、第29条（教育の目的）等の条文です。また、2004年1月30日に、第946回会合で採択された「国連・子どもの権利委員会の総括所見：日本（第2回）」の「28 - a. 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重を促進しかつ子どもの参加の便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ることを確保すること。」も、私たちの訴えを補強する重要な論拠として論じられました。

子どもの教育権侵害は法規範に違反 - 日本国憲法、教育基本法違反

日本国憲法第13条は基本的人権の中核をなす個人の尊厳・幸福追求権を明定し、同26条で教育は国民の人権であると定めています。教育の憲法である教育基本法は人格の完成を目指すことを教育の目的（第1条）にあげ、教育の力こそ、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する道を拓くとその前文で高らかにうたっているのです。

この教育を実現するために、教育行政がなすべきことについて、教育基本法第10条2項は「教育行政は、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない」と教育行政の義務内容を明定しています。

日本が国連子どもの権利条約を批准する20年近くも前である1976年5月21日、最高裁判所は明確に「教育は専ら子どもの利益のために行われる」

とする判断を示しました。このことは、1989年の国連総会において全会一致で採択された子どもの権利条約の「子どもの最善の利益」につながるものであると共に、1947年制定の教育基本法に淵源するものとして日本国においては確固とした裁判規範として「子どもの教育は、専ら子どもの利益のためにおこなわれる」が存しているとされています。

私たち原告は、学習する権利の侵害の速やかな救済を求めて、2003年10月25日に大阪弁護士会に申立をしました。子どもの権利条約の第12条の意見表明権の具体的実践でした。申立書において、私たちは、「説明会は開かれていません。またクラブ活動継続の対策は何もされていません。」「私たちはこの『統合』が高槻南の伝統を断ち切るものであり、私たちの正常な学校生活を営む権利を著しく侵害するものと思います。」と申立ました。

日本教育行政学会元会長の浦野東洋一東京大学名誉教授が地裁への意見書で示した「根本的なところで、大阪府教育委員会側の学校観と子ども（高校生）観に致命的な欠陥があり、この問題の出発点となった『教育改革プログラム』（1999年4月）の特色ある学校づくり論にも重大な欠陥がある。そしてこれらの欠陥が基底にあるため生じた本件での大阪府教育委員会側の行為は、日本国憲法以下の教育法体系に明確に違反している。」と指摘し、判決の趣旨に反映するよう求めました。

府教育委員会は、子どもと教育を犠牲にし、意見表明権さえも無視

廃校要因が全くなく、優良校として発展しつつあった高槻南高校は、大阪府教委の「教育改革プログラム」による府立高校統廃合リストラ計画によって、2001年11月、島上高校との統合により廃校とされ、05年3月末で廃校とされました。

この統廃合は、以下の理由できわめて不当なものでした。

1 大阪府教委は、案公表前に高槻市当局や高槻南高校関係者への意向打診や説明を一切行わない一方で、地元関係府議と政治的な談合を保ちつつ、統廃合相手校の将来構想に基づく全日制単位制高校を、恣意的に高槻南高校へ押し付け廃校としたものです。さらに、廃校決定後は、自らが廃校理由として示した構想さえも投げ捨て、受験予備校的な学校づくりへと府民への公約を変質させました。府立高校つぶしがはじめにあって、廃校理由はあとでついてくるという、学校関係者・府民に対して、二重の背信行為となっています。

2 大阪府教委は、2001年8月30日の廃校案公表後も、生徒への説明会開催を最後まで拒むなど、生徒の意見表明権を無視し、著しくこれを侵害しました。生徒は父母の署名手交時に、同伴するか、説明会開催要求に当局に赴くことによって不十分な応接しかできない状況におかれまして。

大阪府教育委員会に対して、意見表明の機会提供を求める生徒会は、この要

求に応じようとしない教育委員全員に対して、学校の教育活動や学校生活、そして校舎や校地を紹介したビデオレターを、郵便で送ったところ、これを見ることさえ拒否をして、着払いで送り返してきた教育委員もいました。このことは、多くの生徒と父母に、大阪府教育委員会に対する信頼を喪失させる結果となりました。この事実からも、いかに、大阪府では、子どもの意見表明権がないがしろにされているかということがお分かりいただけると思います

さらに2003年度からの募集停止により在學生徒や教員定数が減少し、府立高校で最も活発だった部活動も廃部が相次ぐなど、教育条件悪化による学習権侵害状況を同校に生み出しました。

3 大阪府の府立高校つぶしは、府行財政計画の重要な施策となっており、関西空港や臨空タウンなど大規模開発によって、開発利権への一部府議等の関与と腐敗を生み出す要因ともなったバブル失政がもたらした府財政の未曾有の危機を、子どもと教育への犠牲によって、学校用地を売却して800億円を捻出し切り向けようとする貧困な大阪府の教育施策から生まれました。

4 府教委の府立高校再編整備計画の進め方は、一部府議や市議、該当市教委との談合調整優先で、当該対象校の生徒・保護者・教職員や学校環境への配慮は軽視されていることが、原告側が法廷に提出し、府教委も存在を認めた複数の府教委内部文書であきらかになっています。

私たちの訴えと願いを踏みにじる異常な訴訟運営と判決

この裁判の判決が9月10日、大阪地方裁判所であり、西川知一郎裁判長は生徒らの訴えを全面的に退ける不当な判決を下しました。

この裁判では、第6回公判まで審理を担当し、2004年3月31日の全1日間という長時間にわたる審理で、被告・原告6名の証人尋問を行なった山田知司裁判長が、証拠調べをした翌日の4月1日に、それも結審直前に、異例な配置転換で交代させられ、新たな裁判長が5月28日、たった1回の公判で結審するという異常な訴訟運営の中で、9月10日の判決日を迎えました。

この一年間、原告となった私たちは、学校で学び部活に打ち込みながら、判決公判を含めると8回の裁判を通じて、これら廃校処分の不当性を堂々と主張し、訴えてきました。100名も入る大法廷を、3回も高校生で詰め尽くして真剣な訴えをしました。傍聴者も父母・OB、教職員、市民を中心に延べ500名を超える力強いものでした。この間、3回の支援報告集会が行なわれ、公正早期判決要請署名も1万筆を数えました。17万にも及ぶ署名とあわせ、この違法な統廃合に対する圧倒的な反対世論を反映した裁判となりました。

意見表明権も、父母と教師の教育権も否定した不当な判決の問題点

自らはたった1回の審理にしか参加しなかった西川裁判長が、判決の中で示した判決内容(〔参考1〕「意見表明権部分」)とその問題点は以下の通りです。

1 知事に対する条例の公布の取消請求について「公布行為は訴訟の対象にならない」として却下し、恣意的な行政処分による国民の権利回復を求める権利を制限する判断を示しました。しかし、生徒がいなくなったあとで行なう廃校規則制定という府教委の最終処分後では、生徒の権利回復は不可能であり、行政不服審査法の理念や趣旨にも反するものといわなければなりません。この判決は、募集停止によって廃校処分と権利侵害状態が進行している現実を放置・容認するものとしてつよく批判されるべきです。

2 大阪弁護士会も府教委等への「要望書」の中で、その不存在の事実を指摘した生徒の「意見表明権」については、「子どもの教育の内容及び方法等がその保護者や教師たちにとって深甚な関心事であるとしても、そのことから直ちに社会公共的な問題に関する諸施策のうち特に教育政策の樹立、実施に限って通常の意味決定過程に加えてこれら利害関係者の格別の手続き参加が保障されなければならないとまで解することはできず……実定法上の規定も見出せない」として、憲法・教育基本法による主権者たる国民の教育権の具体的な保障を否定する違憲的な論理と判断を示しました。裁判官としての適格性と資質をひどく疑わせるものです。

日本教育行政学会の元会長の「憲法・教育基本法と子どもの権利条約、最高裁判例に違反する」との意見書を入れようとしなかった事実に見られるように、この判決内容と判断は、府教委同様、高校生を主権者としてみることなく、子ども・教育へのまっとうな理解と認識、人権意識を著しく欠いた不当なものです。

如何に行政訴訟の裁判官といえ、行政権力の意図と政策の追認をもっぱらとし、かつ学校と教育、子ども・父母・教職員の教育権と教育参加に、これほどあからさまに前近代的な判断を示すということは、司法の役割と使命を放棄したに等しいものです。

3 この教育権蹂躪の前提に立って、児童(子ども)の権利条約についても、「個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続き的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。」として、我が国においても批准された国際法規範を著しく制限的に解釈し、実質的に意見表明権を否定するに等しい判断を示し、青少年の権利を制限する方向ですすむ政府政策にそったものとなっています。

この判決の内容こそ、権利条約の条文解釈における我が国司法の貧困な人権感覚を象徴するものといえることができます。

4 府教委の教育改革プログラムについて、府立高校を20校もつぶす計画や全体29校中、14校に及ぶ定時制(夜間)高校廃校等によって生じている

様々な問題点を無視し、「それ自体別段不合理なところは見当たらない。」とした上で、廃止に係わる府立高等学校の用地売却についても、「被告府による売却が見込まれているものもあるものの、…それが十分な合理性を有するものであって、それが財政危機にある被告府の財源を捻出するために多数の府立高等学校を廃止することをもっぱらその目的として策定されたものであることをうかがわせるに足りる的確な証拠もない。」と、府における行財政計画の立案経過と実態をまともに吟味することなく、府民の間に大きな批判のある行政施策を美化する一方的な判断を示しています。

5 募集停止により在校生がこうむる不利益については、「少なくとも平成15年度以降本件高校に在学する生徒らについては、これらの面（注：クラブ活動や学校行事等のこと）において、それ以前の生徒らに比して少なからぬ不利益を被っているものと言うことができる」と認めつつも、原告側が準備書面や証言の中であきらかにした明白な事実をすべて無視し、府教委による入試の採点業務以外は殆ど実質のない兼務辞令や他校と変わらない加配措置、僅か50万円（約5000米ドル）の3校720名に当てられるわずかの連携事業費をあげて、「在学して学ぶ生徒らの利益を著しく侵害するものであるとまで認めることはできない。」と独断的に決めつけています。この判決は、実態をまったく無視したという意味で、結論がはじめにありきの不当な判決です。

6 府教委が、府行政文書情報公開請求などで「作成していない」「保存していない」などと否定し、原告側から準備書面として提出されるや一転、その存在を認めた、恣意的な行政裁量権行使を示す複数の府教委文書や原告側書証に関連しては、これらをすべて無視し、「……以上の事実は認められるが、府議の恣意的な圧力により島上高校との統合整備の対象校として本件高校が選定されるにいたったとの事実を推認するに足りないというべきであり……的確な証拠はない」として、府教委による表向きの選定基準を合理的として、府教委内部文書に示される恣意的な再編整備の実態を踏まえて判断することをすべて回避し、行政追随・追認に終始しました。

教育改革プログラムが府立高校における重要な課題とした中退率などについて、他の対象校との比較考察によって、私たちが、条約28条(教育の権利)(e)でいう「中退率の減少」において、府立高校で最も効果を挙げ、中退率が大阪府下で最小の成果を示していた学校を、政治談合によって廃校とすることの恣意的・不当性を主張した点についても、客観的で、明々白々な事実と数値を全く無視し、「単なる憶測の域を出ず、これを（内部の選定基準としていたと）認めるに足りる的確な証拠を欠く」とするなど、裁判書証として提出され、被告側もその存在を認めた府教委内部文書でも記述されている明白な事実の吟味と公正な審理・解釈を尽くしたとは思えない一方的な判断を示しています。

国連「子ども権利委員会」のご援助をねがって

この判決は、原告側が提出した準備書面や書証、原告生徒ら、父母、教職員、市民の訴えを、こともあろうに日本憲法や教育基本法、「子どもの権利条約」を否定するに等しい解釈と人権感覚によって一蹴し、行政の恣意的で違法な裁量権行使を、十分な考察吟味を行なうことなく、官僚的で、形式的な文書や言い分を鵜呑みにしたきわめて問題の多い内容であり、司法の役割を放棄したに等しく憤りを感じます。

私たちは、高校生でも理解できることが、わが国の司法や行政当局が理解しようとしないうちに大きな失望を感じています。

私たちは、条約の理念をゆがめ、せばめ、実質的には否定するこのような内容の判決と日本における行政・司法の施策展開を憂い、国連「子どもの権利委員会」に、意見表明権をめぐるわが国の深刻な現状と問題点を知っていただくことが、緊急に重要であると考え、本日、この場において、ご報告させていただきました。

最後に、国連「子どもの権利委員会」、ヤープ・ドゥック (Jaap Doek) 委員長並びにロタル・クラップマン (Lothar Krappmann) 委員ご夫妻が、子どもの権利条約に定められた理念と諸権利が、正しく、実効あるものとして、教育・行政・司法などあらゆる分野で機能するようご援助とご助言をいただきますようお願い申し上げます。また今後も、私たちの主張と運動にご留意を賜りますようお願い申し上げます。

以上

〔参考1〕高槻南高校「教育権」訴訟判決(意見表明権部分)抜粋

《判決文57・58頁》

2004年9月10日、大阪地方裁判所

(裁判長 西川知一郎、裁判官 田中健治・石田明彦)

「確かに、前記認定事実によれば、府教委は、本件計画第3年次実施対象校案の確定、公表に至るまで、不確実な情報により当該検討対象校やその所在する地域に混乱を招くといった事態を避ける必要上、本件高校を含めて各個別の府立高校の学校関係者から意見を聴取する等の手続をとっておらず、同案の確定、公表後に、本件高校の校長を通じて、教職員、生徒、保護者等に対する説明を行ったというのであり、同案の確定、公表に先立って、高槻市との事前協議等が行われた形跡も証拠上うかがわれない。

しかしながら、そもそも、本件統合整備は、生徒数の減少という客観的状況を踏まえて、本件プログラム及び本件計画により、府立高等学校の特色づくりと合わせて適正な

配置の観点から府立高等学校の再編整備を推進するという被告府の教育政策の一環として実施されたものであるところ、

実定法上、被告府は、一般に社会公共的な問題について住民全体の意思を組織的に決定、実現すべき立場にあるものとして、子供自身の利益の擁護のため及び子供の成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において教育内容を決定する権能を付与されているのであって、教育が本質的に子供の学習をする権利に対応する責務としてとられるべきものであり、また、子供の教育の内容及び方法等がその保護者や教師等にとって深甚な関心事であるとしても、そのことから直ちに社会公共的な問題に関する諸施策のうち特に教育政策の樹立、実施に限って通常の意味決定過程に加えてこれら利害関係者の格別の手続参加が保障されなければならないとまで解することはできず、このような解釈の手掛かりとなるに足りる実定法上の規定も見いだせない。児童の権利に関する条約12条1項、2項、13条の規定も、その文言、内容、当該権利の性質等に照らすと、公立高校の設置及び廃止などといった個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。

しかるところ、前記認定事実によれば、府教委において、本件計画による特色づくり・再編整備実施対象校の選定に当たり、事前に各個別の府立高校の学校関係者から意見を聴取したり資料の提供を受けたりすることを行わず、各年次の実施対象校案を確定、公表した段階で当該対象校の校長を通じて教職員、生徒、保護者等の学校関係者に対する説明を行うこととしているのは、不確実な情報により当該検討対象校やその所在する地域に不必要な混乱を招くといった事態を避けるためというのであって、そのこと自体が不合理であるとはいえない上、本件統合整備については、本件計画第3年次実施対象校案が確定、公表された平成13年8月30日以降、本件高校の校長らによって本件高校の教職員、生徒及び保護者らに対する説明手続が履践されており、本件高校の廃止が最終的に府議会の審議を経た本件条例の制定により行われていることにもかんがみると、適正手続違反をいう原告らの主張を採用することはできないというべきである。

以上によれば、本件統合整備に係る被告府の教育政策が教育基本法の理念や学校教育法(41条、42条等)の趣旨等に照らして不合理であるということとはできない上、本件統合整備が本件高校に在学して学ぶ生徒らの利益を著しく侵害するものであるとまでいうことはできないから、被告府による本件高校の廃止がその裁量権を逸脱又は濫用し違法であるということとはできない。」

Jaap Doek, Chairperson

Lothar Krappmann, committee member

United Nations Committee on the Rights of the Child

Takashi Matsuo, Leader

Eri Yamamoto, Staff

Hitomi Takuwa, Staff

Kazumi Tanioka, Staff

Ai Orii, Staff

Takatsuki Minami High School "Educational Rights" Plaintiff Group

October 15, 2005

**Report of the Denial of the "Right of Children to Express Their Views" in the Japan
Education and Judicial System: "Convention on the Rights of the Child" Court Case of
59 High School Students**

Introduction

We would like to express our sincere gratitude for the accomplishments and efforts of the United Nations and the United Nations Committee on the Rights of the Child in establishing the Convention on the Rights of the Child and working to get implemented in each country. We would also like to express our deepest gratitude to committee chairperson Jaap Doek and committee member Lothar Krappmann for coming to Japan. We have great expectations in regard to your activity here in Japan.

Our Movement to Bear the Ensign of the Ideals of the Convention on the Rights of the Child

We are former students of Takatsuki Minami High School, a school that was closed for unreasonable reasons at the end of March 2005 in Osaka Prefecture, the number two metropolitan region in Japan. Our school was deeply loved and was officially called "Osaka Prefectural Takatsuki Minami Senior High School," but also affectionately called "Takanan." One of the members of the Osaka Prefectural Board of Education involved in the decision to close our school stated, "Takatsuki Minami High School was an exemplary school." In addition, one of the witnesses for the defendant in the court case stated for the record that "Takatsuki Minami High School is a most excellent school." Takatsuki Minami High School was indeed a school that was extremely loved by its students and the surrounding community.

Using the "right of children to express their views" clause from the Convention on the Rights of the Child as our last resort in our battle against the Osaka Prefecture's decision to close our school, we (59 students and 121 parents) took our signed petition to Osaka District Court on March 28, 2003 to take on Osaka Prefecture and the governor in a lawsuit aimed at having the order to close our school canceled and to seek reparations. We fought until the court's decision was finally delivered on September 10, 2004. Our lawsuit was based on the fact that there was no reasonable reason for closing our school, that the signed petition and opinions of nearly 170,000 names from the local community in opposition of the decision to close our school had been ignored, and that the authorities involved had not acknowledged our right to express our views. This kind of court case involving high school students was unprecedented here in Japan in the history of modern education. Through our movement to oppose the closure of our school,

the Convention on the Rights of the Child ---our ultimate last resort--- became a true presence in supporting our feelings. In fact, I do not think that we would have gone forth with our lawsuit if it were not for the Convention on the Rights of the Child.

We are so happy that we have been afforded this opportunity to meet with chairperson Jaap Doek and committee member Lothar Krappmann during their visit to Japan and to share our experiences with Japan's education and judicial system in regard to the current state and problems here in Japan surrounding the rights set forth in the Convention on the Rights of the Child, as well as highlight some of the challenges that Japan faces in effectively implementing those rights.

Restrictions resulting from a Government Notice that stated that "this Ideal is Merely a General Principle"

One of the problems here in Japan in the government and judicial system is that measures to implement the Convention on the Rights of the Child have ended up as a nice sounding ethical provision without any real substantial plans for implementation. Criticism from all directions has been made to the effect that there is no sign of sincere desire or attitude to respect and honor these rights. Above all, much criticism has been to the effect that there are way too few measures in place to bring the law and policies of Japan into harmony with the Convention on the Rights of the Child.

One of the biggest hindrances to protecting the rights of children here in Japan traces back to an official notice made by Japan's Administrative Vice-Minister of Education of Japan's Ministry of Education on May 20, 1994. The notice stated the following regarding Article 12.1 of the "right of children to express their views":

"5. In regard to the right of a child to express their views as set forth in Article 12.1 of the Convention on the Rights of the Child, it is stipulated that

the 'views of the child be given due weight in accordance with the age and maturity of the child.' This ideal is acceptable as a general principle, but this does not imply that this ideal must always be reflected in all circumstances."

In other words, here in Japan, the "right of children to express their views" is merely a nice sounding ethical provision without any real substance.

We Sought to Have the Court Directly Apply the Convention on the Rights of the Child

During the trial, we submitted petitions, briefings and testimonies to make our case for our rights in an attempt to have the court deliver a decision that would result in the direct application of the Convention on the Rights of the Child in regard to our participation in the decision to close our school and in other aspects of school activity, learning and life. Naturally, we sought to make clear the relevancy that the Convention on the Rights of the Child has as a critical foundation in preserving rights along with the Constitution of Japan, Japan's Fundamental Law of Education and various Supreme Court decisions. This was the first time that a ruling was made on the "right of children to express their views" in the Japan judicial system.

The articles of the Convention on the Rights of the Child that we applied to our petition in court were Article 3 (best interests of the child), Article 6 (protection of the life, survival and development of the child), Article 12 (right of children to express their views), Article 13 (right to freedom of expression) and Article 29 (educational goals). We also used the summary findings of the 946th assembly held on January 30, 2004, which used the theme from summary finding of the United Nations Committee on the Rights of the Child to reinforce our petition. That is, Japan's (2nd) 28-a. "Promote respect for the views of children in regard to all matters affecting the child in the family, court, government facilities, institutions, schools and in the act of policy making. Also, make

sure that children are aware of these rights."

Infringement of the Children's Right to Education Violates the Law and is a Violation of the Constitution of Japan and Japan's Fundamental Law of Education.

Article 13 of the Constitution of Japan establishes that "...people shall be respected as individuals" and that they are guaranteed the "right to life, liberty, and the pursuit of happiness" and Article 26 of the same establishes education as a human right. Article 1 of Japan's Fundamental Law of Education, Japan's constitution for education, states that "education shall aim at the full development of personality" and the preamble sings loudly of Japan's "resolution to contribute to the world peace and welfare of humanity by building a democratic and cultural state."

In order to achieve this kind of education, Article 10.2 of Japan's Fundamental Law of Education states that "school administration shall, on the basics of this realization, aim at the adjustment and establishment of the various conditions required for the pursuit of the aim of education" clarifying the duties of school administration.

In May 21, 1976, nearly 20 years prior to Japan ratified United Nations Convention on the Rights of the Child, Japan's Supreme Court clearly indicated that "education is performed entirely for the benefit of the children." This served as the basis for "best interests of the child," which was the Convention on the Rights of the Child adopted by the unanimous approval in the United Nations General Assembly in 1989. It is assumed that Japan's Fundamental Law of Education enacted in 1947 served as the origin of this solidly established Supreme Court precedent that "children's education is performed entirely for the benefit of the children."

As the plaintiff, we sought prompt relief for the violation of our right to learn by petitioning the Osaka Bar Association on October 25, 2003. It was our way of actually

exercising our "right of children to express (our) views" as afforded us in Article 12 of the Convention on the Rights of the Child. In our petition we stated, "We were never provided with an official forum for discussing the matter. We were never provided with measures for continuing our extracurricular activities." We also stated, "this consolidation and closure will destroy the legacy of Takatsuki Minami High School and is a major infringement of our right to a normal school life."

Toyokazu Urano, Professor Emeritus of Tokyo University and former chairman of the Japan Educational Administration Society, sought to have his view reflected in the court's decision by submitting his opinion to the Osaka District Court that states "there is a fatal defect in the view taken toward the children (high school students) and schools on behalf of the Osaka Prefectural Board of Education pertaining to a very fundamental matter. Also, the starting point for this problem, the 'Educational Reform Program' (April 1999), also has a serious defect in its distinctive theory regarding the making of schools. Since these defects are at the base of this issue, the actions of the Osaka Prefectural Board of Education are in clear violation of the education laws pertaining to the Constitution of Japan."

Osaka Prefectural Board of Education Sacrificed the Students Education and Even Ignored Their Right to Express Their Views

Takatsuki Minami High School, an excellent school on the rise with absolutely no reason to be closed, was designated for closure by the Osaka Public High Schools consolidation and restructuring plan, consolidated with Shimagami High School in November 2001 and completely closed in at the end of March 2005.

This decision to consolidate Takatsuki Minami High School was extremely unjustified for the following reasons:

1. The Osaka Prefectural Board of Education never asked Takatsuki City authorities or Takatsuki Minami High School students, parents and teachers for any input prior to announcing their decision to close Takatsuki Minami High School. Instead they were too busy holding private meetings to make deals with local representatives to create a national credit-based high school based on the future plans of the school originally scheduled for closure, which resulted in Takatsuki Minami High School being arbitrarily selected for closure. On top of that, after the decision was made to close Takatsuki Minami High School, the plans that showed the reason for closing the other school were scrapped and a cram school style school was proposed instead ---going back on the promises made to the residents of Osaka Prefecture. At the start of this "crushing" of Osaka public high schools, the usual approach seems to have been to come up with a reason for closing a school after the making the decision to close the corresponding school, which more or less amounts to double treachery against the affected students, parents, teachers and residents.
2. Even after the Osaka Prefectural Board of Education announced the plan to close Takatsuki Minami High School on August 30, 2001, they continued to deny us students a forum to be heard and continued to ignore and severely violate the our right as children to express our views. Though the student body demanded an opportunity offer of an opinion expression for the Osaka Prefectural Board of Education, they never did set a date for a forum to explain the matter to us students. Moreover none of the members of the Board of Education ever tried to come to our school. So we sent a video visit to them by mail. It introduced our daily school life, a beautiful school building, our appeals and opinions to them. Amazingly there was a member of the Board of Education who sent back to us by

cash on delivery. This fact became a result to let many students and their parents lose trust for the Osaka Prefectural Board of Education. We think that you can understand how the "right of children to express their views" is ignored in Osaka Prefecture.

When we students presented the signatures of parents we needed to be accompanied or go downtown to the Osaka Prefectural Board of Education to request a forum for our voices to be heard, resulting in insufficient reception. Moreover, from 2003 on, the school was prohibited from recruiting new students, and, as a result, Takatsuki Minami High School gradually decreased in number of students and teachers, which in turn resulted in the shutting down of extracurricular activity after extracurricular activity that used to be some of the most active among all the Osaka public high schools. In this way, the Osaka Prefectural Board of Education violated the students' right to an education.

3. This crushing of Osaka public high schools is in reality a key element to the Osaka Prefectural administration plans. This poor Osaka Prefecture education policy was born out the desire to raise 80 billion yen (about 800 million US dollars) from the sale of school property, despite the sacrifices to the children's education, in an attempt to try to make up for the deficits incurred by misgovernment during the bubble economy that was created by large scale projects such as Kansai Airport and Rinku Town in which there was much participation and corruption on behalf of part of the Prefectural Assembly.
4. The Osaka Prefectural Board of Education's way of implementing their restructuring plans of Osaka public high schools is one in which that give priority to private negotiations with members of the Osaka Prefectural Assembly, city councilpersons and city school board members while at the same time showing a

great deal of disdain toward the affected students, guardians and educators as well as to the environment of the affected schools. This was made evident in court based on the documents submitted by the plaintiff and several Osaka Prefectural Board of Education internal documents.

Unusual Court Operations Resulting in Our Petition and Wished Being Trampled

This court's ruling was delivered on September 10, 2004 in the Osaka District Court. The presiding judge, Tomoichiro Nishikawa, ruled completely and unjustifiably against us. The odd thing about the whole process was that after six hearings with the original presiding judge, Tomoji Yamada, in what turned into a marathon of deliberations lasting all day of March 31, 2004, and included the cross examination of 6 witnesses in total (both plaintiff and defendant), a new presiding judge, Tomoichiro Nishikawa, was put in charge of the case just before the evidentiary hearings began on the next day, April 1, 2004. On top of that, the new presiding judge made the odd move of holding only one hearing (on May 28, 2004) and then nothing else until he delivered his ruling on September 10, 2004.

During that year we ended up going to court a total of 8 times, even as we continued with school and extracurricular activities, and proudly asserted the injustice of the decision to close our school. The high school students packed the court room (that had a capacity of 100) three times. In addition, over 500 parents, graduates, teachers and Takatsuki City residents provided a powerful presence as observers. During this time, we held three support meetings and gathered 10,000 signatures for a fair and speedy ruling. Added to the already gathered 170,000 signatures, we were able to put up a powerful opposition in court in response to the illegal closure of Takatsuki Minami High

School.

Problems with the Unjustified Ruling that Denied the Right of Children to Express Their Views But Also the Education Rights of the Parents and the Teachers

The content regarding the "right of children to express their views" in presiding judge Tomoichiro Nishikawa's ruling (see Exhibit 1), a judge who only participated in one hearing, is as follows:

1. The judge overruled us in regard to our request to have the governor cancel the promulgation by stating "promulgations are not subject to lawsuits." He then went on to rule a restriction on the right to seek a restoration of citizen rights using arbitrary administrative punishment. However, it is impossible to restore student rights in a case like this where the affected students will be long gone after the final punishment of the Osaka Prefectural Board of Education that enacted the school closure rules. Also, this goes against the ideals and statutes of the Administrative Appellate Law. The ruling should be heavily criticized since it allowed the decision to close the school to remain in place due to the cessation of recruiting activities and did not rectify the rights that had been violated.

2. In their "demand" to the Osaka Prefectural Board of Education, the Osaka Bar Association commented on the students' right to express their views by stating that "even if the guardians and the teachers have a profound concern for the methods used in the education of the children, that concern cannot be interpreted to mean that these parties should also be guaranteed special participation in the enactment of education policies and the execution of related, normal decision processes. We can find no clue in established law for establishing such a basis for an interpretation to that effect...nor can we find a basis for this in positive law either." This indicates the unconstitutional

logic being used to deny the specifically protected education rights granted to the sovereign citizens by the Constitution of Japan and the Fundamental Law of Education. This kind of opinion raises questions about the judge's competency and qualification to act as judge. Also, it is evident from the fact that the ruling judge did not attempt to include the opinion of the former chairman of the Japan Educational Administration Society Constitution of Japan that indicated that the Osaka Prefectural Board of Education was in violation of the Constitution of Japan, Japan's Fundamental Law of Education and various Supreme Court decisions, that this ruling was made just like that of the Osaka Prefectural Board of Education ---without viewing the high school students as being sovereign. In this end this ruling was unjust and heavily lacking in awareness of human rights and the proper acknowledgement of the children and their education.

No matter that this is a judge of a government lawsuit we are talking about, for him to make this kind of ruling that affirms that intentions and policies of the government authorities involved, and, furthermore, to blatantly make such an archaic ruling in the face of the school, education, the rights to education and the right to participate in education on behalf of the children, the parents and the teachers, is the equivalent abandoning the role and mission of the judicial system.

3. As if to establish trampling on education rights as a premise, the ruling stated in regard to the "right of children to express their views" that the Convention on the Rights of the Child "could not be interpreted as guaranteeing the procedural and specific rights of students to express their views in settings of decision making regarding individual measures." Such a restrictive interpretation of this international standard that has been ratified here in Japan indicates a substantial denial of the "right of children to express their views" and demonstrates the governments attempt to

restrict the rights of the youth.

The content of this ruling and its interpretation of the Convention on the Rights of the Child is very symbolic of the impoverished sense of human rights here in Japan.

4. In regard to the Educational Reform Program put together by the Osaka Prefectural Board of Education, the ruling ignored the fact that there were plans to shut down 20 schools and that of the overall figure of 29 schools, the closure of 14 of those schools (e.g., part-time and night schools) resulted in various problems and the judges simply stated that "there is nothing particularly irrational in this respect." Likewise in regard to the sale of school property related to the closure of schools, the judges remarked in the ruling that "the defendant appears to have had sufficient merit in opting to sale the properties in question. There is not sufficient evidence to conclude that the ultimate goal was to close a great deal of schools to raise enough fiscal resources to meet its financial crisis." Again, another example of a very one-sided ruling that did not involve close examination of the actual matter at hand and that also seemed to be to "beautify" the administrative measures which were the targets of much criticism on behalf of the Osaka Prefecture residents.

5. In regard to the adverse impact resulting from the termination of recruitment activities, the judges acknowledged in their ruling that "at the very least, it can be argued that the students enrolled at the plaintiffs' school from 2003 and later suffered some adverse impact compared to students in earlier years in regard to this aspect (Note: extracurricular and school activities)." However, the judges nonetheless ignored the facts made clear by the briefings and testimonies that we plaintiffs submitted and we were awarded a mere 500,000 yen (about 5000 US dollars) to be shared between three schools and 720 people. The judges claimed that other than the issue of scoring Osaka Prefectural Board of Education entrance exams that our situation was no

different than that of other schools that have been appointed unsubstantial additional duties and/or that are faced with rationing measures. The judges additionally remarked in a very dogmatic fashion that, "We cannot acknowledge that the students enrolled have suffered any significant infringement in this respect." This ruling is an unjust ruling in which the conclusion was reached from the outset and with complete disregard to the actual conditions.

6. The Osaka Prefectural Board of Education continually rejected requests for information (e.g., internal documents) by replying that "we did not make that" or "we did not save a copy of that." However, as the plaintiff submitted briefings that countered their claims the Osaka Prefectural Board of Education changed their story and began admitting to the existence of the corresponding documents. However, the judges once again managed to totally disregard the many Osaka Prefectural Board of Education documents and plaintiff briefings that demonstrated their arbitrary exercise of administrative power by stating that, "...we acknowledge all these facts, but it is simply not enough to infer that this all adds up to some nefarious scheme in which pressure from a Prefectural representative led to the arbitrary selection of the plaintiffs' school to be consolidated with Shimagami high School...there simply is not any clear evidence to this effect." Here again, the judges ruled in a manner that almost seems to legitimize the manner in which the Osaka Prefectural Board of Education went about selecting our school for closure. In this way the judges carefully danced their way around the arbitrary methods used to restructure and consolidate as documented Osaka Prefectural Board of Education internal documents. From the outset to the very end of the trial, it was like the judges were there to pat the defendants on the back and affirm their position over and over.

7. The Educational Reform Program noted that the biggest problem facing Osaka

public high schools was that of drop-out rates. However, our school was faithful to Article 28.1(e) of the Convention on the Rights of the Child states the need to "take measures to encourage regular attendance at schools and the reduction of drop-out rates" and has archived the lowest drop-out rates in Osaka Prefecture. Ironically, however, due to political riggings behind closed doors, our school was arbitrarily and unjustly selected for closure. Nonetheless, the judges still managed to disregard these clear, objective and quantitative facts and brush it all aside and again take the side of the defendants by stating that "the plaintiffs' assertion is mere conjecture and this (the criteria used by the Osaka Prefectural Board of Education to select schools for closure) cannot be acknowledged as there is simply not enough clear evidence." Again, more indication that the judges made no effort to put on a fair trial and fairly interpret the clear facts presented to them.

A Request for the Support of the United Nations Committee on the Rights of the Child

This ruling was an interpretation that rejects the briefings and testimonies submitted by the plaintiff, the petition of plaintiff students, parents, teachers and citizens, and of all things, the Constitution of Japan, Japan's Fundamental Law of Education and the Convention on the Rights of the Child. This ruling dismisses the sense of human rights and was a decision that was arbitrary and involved the illegal use of discretionary power that did not involve sufficient and careful examination and that gullibly swallowed all the bureaucratic and formal documents and excuses made. This ruling was very problematic and we feel a great deal resentment, perhaps equal to that of the abandonment of the role of judicial system.

What we feel is, even as high school students are capable of comprehending, is a great disappointment in the fact that Japan's justice and government administration

authorities did not try to understand us.

We made this report today because we feel that it is a matter of urgency that the United Nations Committee on the Rights of the Child know about the serious current state and problems here in Japan surrounding the "right of children to express their views" and the disgraceful governmental and judicial developments that led to ruling against us that misconstrues, limits and virtually rejects the ideals of the Convention on the Rights of the Child.

In closing, we would like to ask committee chairperson Jaap Doek and committee member Lothar Krappmann from the United Nations Committee on the Rights of the Child to provide us with any assistance or help that will help us correctly and effectively implement the ideals and rights set forth in the Convention on the Rights of the Child throughout the fields of education, government administration and the judicial system.

Exhibit 1: Excerpt from the Ruling of the Takatsuki Minami High School "Education Rights"

("Right of Children to Express Their Views" section)

Pages 57 and 58 of the Ruling

September 10, 2004

Osaka District Court

(Presiding Judge Tomoichiro Nishikawa;

Assisted by Judge Kenji Tanaka and Judge Haruhiko Ishida)

Based on the aforementioned facts, it is certain that the defendant did indeed establish a three year plan for the closure of the plaintiffs' school. However, the apparent secrecy of the operation was in an effort to avoid confusion among the community in regard to the schools being considered for closure. It is for this reason that the defendant did not attempt to get any input from the concerned parties in the Osaka public high school system and community. Once the did go public with the decision, though, they did explain the matter via our principal of the plaintiffs' school to the teachers, students and guardians after publicizing the decision to close plaintiffs' school. In addition, there is no trace of any evidence to indicate preliminary discussion with Takatsuki City.

Moreover, in light of the objective circumstances of an actual decrease in students it appears that the defendant genuinely attempted to counter these conditions by enacting and implementing an Educational Reform Program to deal with these circumstances by restructuring and consolidating the high schools throughout Osaka Prefecture.

Although it may be argued that the defendant should have operated in accordance to

positive law to allow for the input from the community in regard to this kind of social matter, and even though it can be argued that every effort should be made to advocate the interests of the children and answer the concerns related to the public interest regarding the growth of the children, and even though the necessary and appropriate authority should be granted for making decisions regarding the content of education within an acceptable range, education is foremost the duty to provide the essential rights needed for the children to learn. In addition, even if the guardians and the teachers have a profound concern for the methods used in the education of the children, that concern cannot be interpreted to mean that these parties should also be guaranteed special participation in the enactment of education policies and the execution of related, normal decision processes. We can find no clue in established law for establishing such a basis for an interpretation to that effect. Also, upon review of the content of Articles 12.1, 12.2 and 13 of Convention on the Rights of the Child, we could find no specific right that guarantees procedural rights, such as the "right of children to express their views" in a setting in which decisions are made regarding of individual policies, such as in regard to the determination of the establishment and closure of public high schools as encountered in this trial.

In fact, based on the aforementioned facts, it could even be said that the method in which the defendant enacted and implemented its plan to identify candidates for restructuring and consolidation without listening to the opinions of and receiving documentation from the concerned parties of each school in the Osaka public high school system, and then waited to explain the matter to the teachers, students and guardians via our principal after the defendant had gone public with their decision, was intended to avoid unnecessary confusion and therefore we cannot state that it was an illegitimate or unreasonable act on the part of the defendant. Even in this actual case in

question, the defendant implemented a three year plan for the plaintiffs' school and after announcing it on August 30, 2001, the defendant conveyed an explanation to the teachers, students and guardians of the plaintiffs' school via our principal. In this respect we cannot justifiably take the position of the plaintiff and deem the actions of the defendant as illegal or even inappropriate.

As stated above, we cannot deem the actions of the defendant in regard to the education policies employed for consolidation and restructuring in light of the ideals and education laws pertaining to the Fundamental Law of Education (e.g., Articles 41 and 42), nor can we deem that the defendant has greatly infringed the interests of the students enrolled at the corresponding high school during the affected period. Therefore, we cannot deem that the defendant's use of discretionary power to decide to close the corresponding school as deviant, abusive or illegal.

資料 1

資料 2

当会には、いくつかの分野別インス.があります。会員の皆さん、読者の皆さんの事業構想と専門分野での実践・研究発表、関心のある課題での見解（意見）発表を求めます。分野別インス.は、資料請求か、本会の HP 等でご参照下さい。また設定インス.以外の活動でも事業構想があればお寄せ下さい。当会は誰でも安心して連帯所属でき、かつ緩やかに自由な自己啓発（主張）の場を提供します。ボランティアを基本とするため、会の活動は年間 2 千円の会費と会員のボランティア活動によって支えられます。

学術研究交流誌・国際比較教育インス.投稿規定

下記の要項に従って、関係の皆様、奮って御投稿下さい。

内 容	論文、自由研究、研究ノート、資料解説ノートで、その内容は必ずしも教育分野に狭く限定されものではなく、自然・社会・人文科学等の関連研究分野のものでも投稿可能です。
投稿者	会員・会友、及び投稿を希望する者。
用 紙 現 格	A 4 サイズの用紙にワープロ 40 字×40 行で、5 枚から 20 枚程度 いずれも図表や注などを含む。但し、若干のアロアンスがあり。事務局までご相談下さい。HP 掲載希望の論文等は、図表や注は、末尾におまとめ下さい。本文はできるだけ文書のみでお願いします。
原 稿 送 付	検討の迅速化のため、コピーを一部添えてください。 パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文テキストを保存したファイルをお送り下さい。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却しませんので、御了承下さい。

「高校教育インス.新世紀」夏季（春季合併）号（第 20 号） 季刊

2006 年 7 月 28 日（金）発行 定価 200 円

日本高校教育インスティテュート会報

発行 代表者： 加藤 憲雄

HP <http://ins.jp.org/> E-mail kokoins@pa3.so-net.ne.jp

(郵便振替) 00990 1 57515 『日本高校教育インスティテュート』